

れいわ ねん ねん がつ にち すい
令和7年(2025年)9月3日(水)

じ ふん じ ふん
14時00分から 16時00分

はち おう じし やくしよ ほんちようしや かいぎしつ
八王子市役所本庁舎 801・802会議室

れいわ ねんど ねんど
令和7年度(2025年度)

しょうがいしやち いき じりつ し えんきようぎ かいだい かいぜんたいかい
障害者地域自立支援協議会第2回全体会

し だい 次 第

- (1) にちゅうかつどうしえん がた せつりつ
日中活動支援型グループホームの設立について
- (2) はち おう じし しょうがいしや けいかく だい しょう だい き しょうがい ふくし けいかく だい き しょうがい じ ふくし けいかく だい
八王子市障害者計画(第4章)・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(第5
しょう ほうこく
章)のモニタリングの報告について
- (3) その他

しりょう <資料>

しりょう じぎょうけいかくしよ じっせきほうこくしよ にちゅうさーび す しえん がたしていきようどうせいかつえんじよ
【資料1】事業計画書(実績報告書) 日中サービス支援型指定共同生活援助

しりょう はち おう じし しょうがいしや けいかく ちょうきひよう だい しょう
【資料2-1】八王子市障害者計画モニタリング調査票(第4章)

しりょう だい き しょうがい ふくし けいかく だい き しょうがい じ ふくし けいかく ちょうきひよう だい しょう
【資料2-2】第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画モニタリング調査票(第5章)

しりょう じぜんしつもんかいどう
【資料2-3】モニタリング事前質問回答

しりょう じりつ し えんきようぎ かい かくぶかいとう ちゅうしゆつ おも ちいき かいだい
【資料3】自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題

しりょう にちじようせいかつようぐ おくないい どうせつび かいせい
【資料4】日常生活用具「屋内移動設備」の改正について

さんこうしりょう
【参考資料】みまもりあいアプリチラシ

事業計画書(実績報告書) 日中サービス支援型指定共同生活援助

基本情報	1	法人名称	株式会社チタン
	2	事業所名称	オリーブハウス
	3	事業所所在地	東京都八王子市下恩方1146-4
	4	各ユニット名称・所在地	ユニット名:オリーブハウス八王子恩方A 東京都八王子市下恩方1146-4
	5	主たる対象者	知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 身体障害者
	6	定員	合計9人 ユニット名 オリーブハウス八王子恩方A 9名
	7	短期入所	合計1室 ユニット名 オリーブハウス八王子恩方A (1室)
人員配置について	8	人員配置	人員配置区分 1型 (5:1) 管理者 1人(常勤換算1.0人) サービス管理責任者 1人(常勤換算0.3人) 世話人 5人(常勤換算3.3人) 生活支援員 5人(常勤換算3.5人)
	9	介護業務に係る資格取得従業者	介護福祉士 2人 実務者研修修了者 2人 ヘルパー2級 1人 その他:強度行動障害者支援者基礎研修 3人 強度行動障害者支援者実践研修 2名
	10	夜間支援体制	夜間支援員 5人 夜間は、複数の夜勤者による巡回、時間排泄の対応、救急対応等も行います。 ユニット内訳 ① 5人 ② 人
	11	看護師の配置 (配置人数、週勤務時間数等)	有 ・ (無) 配置状況詳細()

運営・支援について	12	事業の目的・理由 (日中サービス支援型の実施に至った経緯等)	障害を持つ方が豊かな暮らしができるよう様々な支援をしていきたいと考えております。 現在、介護包括型のグループホームを運営してまいりましたが日中の対応が頻繁に必要な方、身体障害もお持ちの方等従来の施設では対応が難しかった方たちをご支援していきたいと考え日中支援型を開設する予定。 入居者様の生活環境、協力していただける関係機関の充実など障害者様の豊かな暮らしを実現できる場として八王子市での開設を決めました。 今後も障がい者の方々の暮らしを支える企業として、生活面での支援を事業として注力していきます。
	13	支援の基本方針	本人の意思・希望を尊重し、一人ひとりに合った個別支援を行う。 また、利用者の「できる力」を大切に、必要な場面で必要な支援を行う。地域住民や関係機関との連携を図り、利用者が地域社会の中で孤立することなく、自然な形で暮らしていけるよう努めます。
	14	日中の支援方法 (日中をGHで過ごす利用者に対して、どのような支援を行うのか)	常時2名の職員の配置を行います。 ホーム職員による散歩、通院同行、買い物、週末外出レクリエーション等に加えて、移動支援や行動援護、通院等介助等の事業者と連携し、利用者意向を尊重しながら、外出機会が増えるように支援をします。 映画館、レストラン、タクシーの利用予約、希望があれば投票所への送迎を実施するなど様々な社会生活の支援を行います。 ・個別支援計画に基づいての支援 ・服薬管理/通院同行/金銭管理等利用者や家族の希望する支援 ・余暇活動: 地域の活動にも積極的に参加をしていきます。 ・生活介護施設で行われているようなレクリエーションをスケジュールを作って支援に取り入れる。 支援の内容としては 散歩、ドライブ、買い物支援、手作業(ビーズ・刺繍・調理活動等)、外部ボランティアによるリトミック(音楽を聞きながら体を動かす)、歌、朗読、マジック、演劇などで日中支援の組み立てを行います。 今後のサービスを高めるための対策として外部のサービス事業所等より経営者、管理者等を招聘しサービスの質を高めるための支援方法学ぶ機会を作り職員のスキルアップ、課題の解決を行っていきます。 また福祉施設を開設している団体の会合にて勉強会、研修にも参加して学んでいきます。 八王子市のグループホーム連絡会にも参加を予定、同じ地域での横の繋がりも作りよりよい支援ができるようにします。

運営・支援について	15	地域との交流方法 (日中をGHで過ごす利用者が、地域との交流が希薄にならない工夫等)	地域の自治会や町内会が主催するお祭り・清掃活動・防災訓練などに、積極的に利用者とともに参加し、顔の見える関係づくりを通じて、地域の方々にグループホームの存在を理解していただき、相互理解を深めるよう努めます。また地域連携推進協議会の開催やゴミ出し、買い物、散歩など日常生活の中での地域住民との自然な挨拶や会話を大切にし、トラブル防止と信頼関係の構築を図ります。 具体的な地域とのつながりとして いちよう祭り、あきまつり恩方、恩方マルシェ、恩方市民センター祭りなど地域祭りへの参加 恩方地区総合防災訓練への参加 町内会への加入 弊社介護包括型グループホームの入居者様との交流会 八王子社会福祉協議会 はちまるサポートへの相談、支援充実を図ります。
	16	健康管理について (医療機関との連携、医師や看護師の訪問の有無、日々の健康チェック方法等)	利用者の体調・服薬状況・食事摂取・排泄・睡眠などを日常的に観察し、健康状態の変化にいち早く気づくよう毎日のバイタルチェック、職員による見守りを徹底します。 また訪問看護ステーションと連携し定期的な看護師の訪問を実施し定期的な健康確認・症状の経過確認を行います。 訪問診療、訪問看護との連携により重度障害をお持ちの方も安心して生活ができるようになります。緊急時には近隣の職員がすぐに施設に集まれるようなマニュアルを作成しいつでも対応できるようにしています。 訪問看護ステーションによる24時間オンコールにより夜中でも看護師の助言等もあります。
	17	食事について (栄養士の有無、食事の提供方法等)	食事に関しては力を入れていきます。食事調理方法は弊社スタッフにより調理します。 手作りの食事を週2～3回、そのほかはタイハイワタミ等のメーカーによる食材を調理する形で行います。 また利用者の年齢・性別・活動量に応じた栄養バランスのとれた献立を作成し、朝・昼・夕の3食を提供を行う。手作りの食事の献立に関しては栄養士を雇用し栄養バランスのチェックを行います。
	18	設備と運営の特色や工夫	全室個室とし、プライバシーを確保するとともに、玄関/トイレ/浴室などをバリアフリー対応(段差解消、手すり設置など)にしています。 また、共有スペースには広めのリビングを設け、ゆったりとした空間での交流が可能。万が一の防犯カメラ(共用部のみ)を設置し夜間も安心して生活できるよう工夫しています

利用者について	19	平均支援区分	現利用者:新規開設の為、無し
			利用予定者:平均区分5(区分4 3名、区分5 3名、区分6 3名)
	20	利用者の障害特性等 (医療的ケアの必要性の有無、強度行動障害のある利用者の有無等)	現利用者:新規開設の為、無し
			利用予定者:強度行動障害のある利用者の受け入れや身体障害をもっているかたも受け入れ支援する。 八王子市のかたを80%で受け入れ予定しています。
	21	利用者の通所状況	現利用者:新規開設の為、無し
			利用予定者: 通所する利用者 3人 グループホームで日中を過ごす利用者 6人
その他	22	(新規開設又はユニット増の場合のみ)利用者の入居の申込み状況・新規利用者の募集方法	現在、25件の見学希望者がいます。 8月中旬より見学のスケジュールを調整していく予定です。 内覧会は9月に2回開催を予定しており関係機関の方へも告知して行きます。告知方法は各機関への訪問での告知、ダイレクトメールでの告知を行っています。
	23	その他	1階部分のユニットAの定員が埋まり準備が整い次第、 2階ユニットBを増設します。

法人情報(日中サービス支援型指定共同生活援助)

資料1

○法人情報

1	法人名称	株式会社チタン
2	所在地	東京都新宿区四谷4-30-23ビルド吉田303
3	目的・実施事業	7つの安心で最高の『生活品質』を実現する 福祉事業 ITコンサルティング事業 ※現在は縮小しましたが約1年ほどで福祉事業が100%となります。 ※関連会社で訪問看護ステーションを2事業所(日野・府中)を運営しています(株式会社スマイル 本社は上記住所と同じ新宿です。)

○事業所一覧

	サービス種類	事業所名称	所在地	指定年月日	主たる対象者	定員
1	共同生活援助	スマイルホーム	東京都日野市万願寺3-34-23	令和3年9月1日	知的障害・精神障害	49名
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	施策内容	令和6年度実績	評価	理由 （評価がB以外の場合は記入）	所管欄	
柱1 一人ひとりに応じた適切な支援									
① 相談体制の強化	36	施策1 地域生活支援拠点等の運用	障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域の関係機関を活かし、障害者の日常生活を支援するためのネットワークを円滑に活用するため、拠点協力事業所や拠点コーディネーターを設置。その中で、すべての要求に応じられる相談支援体制が必要になっている。	・グループホームなど、地域の社会資源を活かし、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、障害者の日常生活の支援を図っていきます。 ・基幹相談支援センターを設けるとともに、地域生活支援拠点事業の役割を明確化することで、地域資源とのネットワーク強化に取り組んでいきます。 ・緊急時の受け入れ態勢について、より安定し、ニーズに即した緊急対応がとれる体制構築を進めていきます。	・グループホームの定員数増や日中支援型グループホームの設置（ハード面）は進んだが、受け入れ態勢や虐待防止など（ソフト面）安心して暮らしていくための課題は多い。 ・基幹相談支援センターの令和7年度開設に向けて準備を行った。 ・地域生活支援拠点事業のネットワークを活かし、これまでの枠組にとらわれない柔軟な受け入れ体制が整ってきた。	C：計画より下回った	日中支援型グループホームは利用者と支援者の接触時間が長く、閉鎖的な環境になりやすいため、市としても支援者の支援力を向上させることや支援者の質を確保するための取り組みが必要。	障害者福祉課	
		施策2 障害者ケアマネジメントの充実	・サービス等利用計画作成のセルフ率が非常に高い。 ・相談支援専門員が不足し、計画相談のサービスを希望する方が十分に利用することができていない。	・基幹相談支援センターを設け、事業所の人材育成や事業運営のスーパーバイスを行うことで、相談支援事業所の運営力を強化し、相談を希望する利用者がサービスに繋がりがやすい環境づくりに努めます。 ・地域における障害者の自立と社会参加を支援するため、サービス等利用計画の策定時に個々の利用状況を把握し、必要に応じて内容の調整や見直しを行い、サービスの向上を図ります。	・基幹相談支援センターの令和7年度開設に向けて準備を行った。 ・セルフプラン率は依然として高い。障害者の自主性を考慮しながらも、ケアマネジメントを必要とする方がサービスを利用できる体制を整える必要がある。障害児については、サービス利用者が急増しているため、セルフプラン率は増加傾向にある。 【セルフプラン率（％）】 成人 R4：51 R5：49 R6：47 児童 R4：84 R5：85 R6：85	C：計画より下回った	セルフプラン率について都平均と大きな乖離があるため（令和5年度 成人 17.6%、児童47.8%）。	障害者福祉課	
	37	施策3 日常生活に関する相談・情報提供体制の拡充	・はちまるサポートや高齢者あんしん相談センターなどの設置により、複雑化した生活の困りごとにも対応できる相談環境が整ってきているが、障害分野の相談を総合的に対応できる相談窓口が必要とされている。 ・相談支援専門員が不足しており、障害福祉サービス等の相談に十分応えられていない。 ・医療機関、児童発達支援センター及び発達障害児支援室において、障害児の発達相談を受けている。 ・福祉サービスやその他の様々な制度についての情報が必要な人に十分に行き渡っていない。	・基幹相談支援センターにおいて、障害分野の支援者支援にも対応した総合的な相談支援体制の構築を進めます。 ・保健、医療、教育、労働、児童、高齢等の他分野とも連携し、ライフステージに即した、包括的な相談支援体制を構築します。 ・相談支援専門員の人材確保及び研修の実施、事業運営へのスーパーバイスにより、相談・情報提供機能のさらなる向上を図り、サービス利用の計画相談の利用者を増やします。 ・権利擁護、地域移行、就労支援、児童支援、地域継続、緊急一時支援、福祉事業所、防災など分野ごとの地域課題の抽出を障害者地域自立支援協議会と共に、課題解決に向けた体制づくりに努めます。 ・はちまるサポートを通じた専門支援の強化や、住民ネットワークの構築により、障害者の生活課題の把握から早期支援につなぐ、スムーズな問題解決を目指します。 ・様々な障害のある方からの多様な相談に対応できるよう、地域の障害者団体などとの連携を強化します。 ・障害児の一貫した発達についての相談を受けるとともに、ライフステージに即した切れ目ない支援につながるよう、情報共有を行っていきます。 市で発行している福祉のしおりや、市ホームページなどを活用し、必要な人に必要な情報が行き届くよう情報発信をしていきます。	・基幹相談支援センターの令和7年度開設に向けて準備を行った。 ・年2回、包括的地域福祉ネットワーク会議を開催しているほか、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築にかかる各種会議も複数回開催し、各分野間の連携を深めている。 ・障害者地域自立支援協議会では、各部会での障害者計画等に基づく課題の抽出・把握を働きかけ、令和7年度から各部会が方向性を共有して議論できるよう体制づくりに進めた。 ・健康医療部と連携し「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」構築の一環として、はちまるサポートと医療機関とで、精神障害に関するアウトリーチ支援等を提供した。（延64回） ・また、地域や近隣住民の異変をはちまるサポートにつなげる「はちまるサポーター」を13か所のはちまるサポートで養成した。 ・早期発見、早期支援にかかる住民とのつながりを充実した。（はちまるサポーター養成者数：147名） ・障害当事者、支援者、関係機関職員等が構成している障害者地域自立支援協議会をはじめ、特別支援学校等の各種関係団体との懇談会などにより、地域での課題や障害による様々な問題等について、定期的に情報交換・共有を図った。 ・「はちおうじっチャイファイル」事業で障害児のライフステージに即した切れ目ない支援を推進するとともに、障害者地域自立支援協議会子ども部会を開催し、障害児と家庭を支援するために現状の把握と情報の共有を行った。 ・市報やホームページ、福祉のしおりなどにより情報発信を行った。	B：計画どおり実施した	障害者福祉課、福祉政策課		
								38	施策4 障害者ひきこもり対策
	39	施策5 住宅設備改善に関する相談の充実	住宅設備の改善を必要としている人がいる。	・施工業者による団体が行っている住まいのなんでも相談会など、関係所管と連携し、相談機会の提供を進めていきます。 ・市で発行している福祉のしおりや、市ホームページをはじめ、様々な手法を活用し、制度の周知など情報発信をしています。	・市内施工業者と連携した住まいのなんでも相談会を主に本庁（ロビー）にて、毎月2～5回開催した。合わせて、直接、市民からの電話等による改修に係る相談には、連携している施工業者団体から施工業者の紹介を行った。（住宅増改築相談） ・福祉のしおりや、市ホームページで居宅生活動作補助用具（小・中規模改修、屋内移動設備）について周知を図った。	B：計画どおり実施した	住宅政策課、障害者福祉課		
		施策6 ライフステージに即した支援の充実	障害者のライフステージに即した総合的な相談支援体制の整備が十分ではない。	・障害者及び障害者の家族に対して、ライフステージに即した支援の実現のため、相談を総合的に受け付けることができる体制の整備を進めます。	・基幹相談支援センターの令和7年度開設に向けて準備を行った。	B：計画どおり実施した	障害者福祉課		
	② 保健・医療サービスの充実	40	施策7 保健福祉サービスの充実	保健師・栄養士・歯科衛生士による健康づくりの相談等が必要としている人がいる。	・保健福祉センターにおいて、引き続き健康に関する相談等を実施していきます。	・保健福祉センターにて、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による健康づくりや栄養相談、歯科相談などを実施した。	B：計画どおり実施した	成人保健課	
			施策8 早期発見・早期治療体制の整備	市民を対象とした各種健診（検診）を実施しているが、このことに対する相談体制は十分ではない。	・障害者の健診（検診）の受診に関する相談体制について、対応できる支援の充実を図ります。	・健診（検診）の受診を希望する障害者に対して、各種健診（検診）を実施しており、受診に関する相談に適宜対応した。	B：計画どおり実施した	成人保健課	
		40	施策9 医療連携の推進	地域の医療機関に対し、障害理解の促進に向けた周知・啓発活動が十分ではない。	・八王子市中核病院（東京医科大学八王子医療センター及び東海大学医学部付属八王子病院）と一般病院、診療所との連携を進めるとともに、地域の医療機関における障害理解の促進や支援体制の構築を図ります。 ・小児・障害メディカルセンター内の障害者歯科診療所を中心とした、障害者歯科医療連携を推進します。	・東京医科大学八王子医療センター及び東海大学医学部付属八王子病院と地域の医療機関等との連携を図り、障害者を含めた患者に対し一定の治療後、地域移行を進めた。 【中核病院から地域の医療機関への返送率・逆紹介率】 ・返送率（紹介元への返送） R4年度 56.0% R5年度 55.1% R6年度 55.3% ・逆紹介率（紹介先なし、または紹介元以外への送り） R4年度 84.7% R5年度 82.8% R6年度 81.3% ・一般歯科診療所で治療が困難な障害児（者）も安心して診療を受けられるよう、障害者歯科診療所の運営を行った。 【延受診者数、診療日数】 R4年度（1,450人・109日） R5年度（1,448人・110日） R6年度（1,579人・113日） ・障害者支援施設及び共同生活援助事業所が、協力歯科医療機関を定めることを義務化し、全ての事業所・施設において、協力歯科医療機関を設定し、順次体制を整えたうえで、必要な周知活動を行った。 ・夜間救急診療室を毎日午後8時から11時まで運営するとともに、小児科・内科・外科の二次救急指定病院においては、休日の午前9時から午後5時まで、平日の午後5時から翌日の9時まで診療を行い、障害の有無にかかわらず、切れ目のない救急医療体制を整備した。	B：計画どおり実施した	健康医療政策課、障害者福祉課	
			施策10 救急医療体制等の充実	夜間救急診療室の運営のほか、障害の有無に関わらず、救急医療体制を整備している。	・継続的な救急医療体制を確保するため、八王子市医師会等と連携を図ります。	・夜間救急診療室を毎日午後8時から11時まで運営するとともに、小児科・内科・外科の二次救急指定病院においては、休日の午前9時から午後5時まで、平日の午後5時から翌日の9時まで診療を行い、障害の有無にかかわらず、切れ目のない救急医療体制を整備した。	B：計画どおり実施した	健康医療政策課	
		41	施策11 医療の整備	・成人期の医療的ケアを必要とする重度・重複障害者のための医療体制が十分ではない。 ・小児・障害メディカルセンターにおける障害者診療所等の充実を図るため、小児障害外来の事業費の一部を補助している。	・医療的ケアを必要とする重度・重複障害者のために、医療機関と地域の障害福祉事業所等と連携を図り、スムーズな受け入れ体制を整えていきます。 ・小児・障害メディカルセンターにおける障害者診療の受け入れ等の充実を図ります。	・成人期の医療的ケアについての医療体制は十分でない。 ・小児・障害メディカルセンターで実施している小児障害外来について、事業費の一部を補助することで、安定した事業実施が行えるよう、支援した。 【島田療育センターはちおうじ 療育診療外来患者数】 R4年度 27,617人 R5年度 27,722人 R6年度 28,058人	C：計画より下回った	市の所管や現状の把握など、基本的な考え方を検討・整理していく必要がある。	障害者福祉課、健康医療政策課
			施策12 医療費に対する支援	障害者医療費助成を行っているが、十分な状況には至っていない。	・障害の種別程度にあった医療費の助成を行います。 ・市で発行している福祉のしおりや、市ホームページをはじめ、様々な手法を活用し、制度の周知など情報発信をしています。	・心身障害者医療費の助成や自立支援医療、難病医療費助成制度などを活用して、障害者の医療費助成を適切に行った。 ・各種冊子類や市広報、市ホームページを活用し、制度の周知を図った。	B：計画どおり実施した	保健対策課、障害者福祉課	
			施策13 福祉・保健・医療の連携体制の推進	福祉・保健・医療の各機関が必要に応じて連絡調整を図っているが、さらなる連携が必要である。	福祉・保健・医療の連携のみならず、他機関とも連携し、困難ケース等の解決に向けて重層的な支援を行っていきます。	多機関協働担当を配置（委託）し、複雑化・複合化した地域生活課題の解決に向けたコーディネートを行った。（支援会議の開催回数：16回）	B：計画どおり実施した	福祉政策課	
柱2 地域サービスの充実・地域生活への移行支援									
① 地域生活への移行	42	施策14 病院・施設等から地域生活への移行推進	・病院・施設と地域社会をつなぐ総合的な支援体制・相談窓口が求められている。 ・障害者の地域生活への移行を進めるにあたり、様々な要因や課題を関係者が相互に共有することが求められている。 ・障害者の重度化・高齢化により地域社会での受け入れが難しくなっている。 ・障害者が安心して地域社会で暮らしていくためには、地域住民のさらなる理解が必要となっている。	・社会的入院者、施設入所者等の地域生活への移行・定着を推進するため、地域の支えあいや居住の場・日中活動の場の整備とサービスの向上を働きかけます。 ・重度・重複障害者向けや日中サービス支援型のグループホーム等の整備に取り組み、地域生活への移行を推進します。 基幹相談支援センターにおいて、障害者地域自立支援協議会等と協働するとともに、病院や施設関係者、地域の支援者との情報共有や研修の相互参加など、連携を強化することで、地域生活への移行を推進します。 ・自立生活に向けた訓練施設等を引き続き活用します。 グループホーム等の体験利用がスムーズに行えるよう、仕組み等を検討していきます。 ・地域生活への移行支援のためのピアサポート活動の推進を図ります。	・居住の場としてグループホームや日中活動の場として通所施設について、新規・継続の指定により施設の確保を行い、サービスを提供する事業者に対し、適切な指導・助言を行うことにより、サービスの質の向上に努めた。 ・重度・重複障害者向けのグループホーム等の整備について、施設の建設を検討している事業者へ障害者（児）施設整備補助の活用を働きかけた。特に日中サービス支援型グループホームのユニット数が11ユニット（定員105名）増加し、拡充が図れた。 ・基幹相談支援センターの令和7年度開設に向けて準備を行った。 ・都の精神障害者地域移行体制整備支援事業におけるグループホームの利用をはじめ、地域生活支援拠点事業での体験の場の活用や日中活動系事業の体験利用を体制的に取り組んだ。一方で面的な支援体制を構築するには、さらなる支援者の広がりが必要である。 ・例年通り、グループホーム等とも連携し、体験時に個別の事情に配慮した支援を行うことができるよう取り組みを行った。 ・ピアサポーターによる精神科病院訪問を実施し、長期入院者に対して退院の動機付け支援を例年通り実施した。	B：計画どおり実施した		障害者福祉課	

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	施策内容	令和6年度実績	評価	理由 (評価がB以外の場合は記入)	所管欄
② 障害児のサービス提供体制の構築		施策15 当事者活動の支援	様々な理由により悩む障害者に対して、相談支援事業所などがピアサポートを行っているが、需要に追いついていない。	・障害福祉サービス事業所のピアサポーター雇用を促進するなど、障害当事者活動の支援を充実していきます。 ・東京都が実施するピアサポート研修等を活用し、当事者活動への支援の充実を図ります。	・障害福祉サービス事業所等支援機関でのピアサポーターの雇用や活用が積極的に図られるよう周知し、当事者活動への支援体制の充実や理解を広めた。 ・事業所へ東京都実施のピアサポート研修への参加を積極的に促し、事業所等支援機関でのピアサポーターの雇用や活用が積極的に図られるよう周知し、当事者活動への支援体制の充実や理解を広めた。	B：計画どおり実施した		障害者福祉課
		施策16 居住支援事業の充実	障害者の居住に関する相談や入居の紹介、手続きなどの支援を行っているが、入居が困難となるケースもある。	・関係機関等と連携し、居住に関する相談や入居の紹介、手続きなどの支援の充実を図ります。 ・不動産会社等に障害者の地域生活の理解について働きかけていきます。 ・居住支援法人制度等を活用し、障害者の住宅確保の支援を進めていきます。	・要配慮者向けに、住まい探しの相談会の実施と、協力不動産店の紹介を行った。 ・地域生活支援センターあくせすや相談支援事業所などを活用し、居住の手続きや住宅に関する相談を受けた。 ・障害者福祉課と地域生活に関する周知内容及び方法について協議した。 ・地域生活支援センターあくせすを中心に、障害者の賃貸契約等について、不動産会社との連携のサポートを行った。 ・保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、住居賃貸代行保証料補助金を交付した。	B：計画どおり実施した		住宅政策課、障害者福祉課
	43	施策17 障害児への支援の充実	・成長に応じた切れ目のない支援を行うため、乳幼児健診等で「はちおうじっ子マイファイル」を配付している。 ・障害児の一貫した発達について、相談する場が十分ではない。 ・児童発達支援センターには、障害児及び家族への支援のほか、地域のインクルージョンの推進が求められている。	・「はちおうじっ子マイファイル」の配付時などに、障害児の相談先パンフレットを配付し、相談先の周知を図ります。 ・児童発達支援センター等における障害児とその家族のニーズに即した発達の相談について、保健福祉センター等と連携し取り組みます。 ・ライフステージに即した切れ目のない支援を行うにあたり、障害者地域自立支援協議会等において、現状把握と情報の共有を行い、成人期へのスムーズな移行を支援します。 ・児童発達支援センターの機能を拡充し、全ての子どもが障害の有無に関わらず共に成長するための移行支援や地域のインクルージョンを充実していきます。	・障害児の相談先パンフレット「はちおうじっ子の相談窓口」を「はちおうじっ子マイファイル」の配付時に加え、ホームページや窓口でも配布した。 ・児童発達支援センター（すぎな愛育園）で障害児の一貫した発達について相談支援を行った。 ・障害者地域自立支援協議会の子ども部会及び各ワーキングにおいて、現状把握と情報の共有を行った。 ・児童発達支援センター（すぎな愛育園）が、インクルージョンについての地域啓発、「個に合わせた支援」を実践できる人材や園を増やすための研修や講習会を行った。	B：計画どおり実施した		障害者福祉課
	44	施策18 重症心身障害児・医療的ケア児への支援	・病院から地域生活へ移行する重症心身障害児や医療的ケア児が増加しており、当事者とその家族への支援が求められている。 ・重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる施設が少ない。 ・医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児等の相談を実施している。	・医療的ケア児及びその家族と医療機関、福祉・教育施設等の社会資源をつなぎ、地域社会で安心して生活するための支援体制を構築していきます。 ・医療的ケア児の相談窓口には、医療機関と連携した核となる医療的ケア児等コーディネーターを配置するとともに、福祉施設等にも資格要件を満たしたコーディネーターを配置し、当事者及びその家族の地域社会での生活を支援します。 ・看護師等が重症心身障害児（者）等の自宅を訪問し看護する在宅レスパイト事業を引き続き実施し、家族等の休息を確保します。 ・重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れについて、補助制度を活用した障害福祉サービス事業を事業者に働きかけます。	・私立の認可保育所2園、認定こども園1園において、合計8名の医療的ケア児の受入れを行った。（令和6年度決算額21,160千円） ・公立保育園3園と民間保育園2園において、看護師等を配置し、令和3年に策定した「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」に基づき、医療的ケア児の受入可能な体制を整えている。 ・児童発達支援センター（すぎな愛育園）が、インクルージョンについての地域啓発、「個に合わせた支援」を実践できる人材や園を増やすための研修や講習会を行った。 ・障害者地域自立支援協議会の子ども部会及び医療的ケア児ワーキングにおいて地域課題について検討を行い、八王子市医療的ケア児支援検討会では対応策の検討及び意見交換を実施。 ・重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業を実施し、在宅で介護する家族等支援の充実を図った。 ・重度障害者（児）を受け入れている施設に対して、受入率に応じた補助による運営支援を行った。	B：計画どおり実施した		保育幼稚園課、子どもの教育・保育推進課、障害者福祉課
	45	施策19 発達障害児への支援	・子どもの発達や成長に関する様々な相談を総合的・横断的に対応する相談体制の整備が必要とされている。 ・発達障害児の家族等への支援体制の確保が必要である。	・子どもの発達や成長に関する様々な相談を総合的・横断的に対応する相談体制の整備を図ります。 ・児童発達支援センターを地域の中核として、障害や発達に遅れのある児童に対し、その乳幼児期に適切な早期対応を行い、切れ目のない支援及び集団療育並びに家庭での子育てにかかわる相談に取り組みます。 ・発達障害児支援室（からふる）において、発達に偏りや遅れのある児童の成長を支援するため、早期発見、早期対応につながる相談や療育支援に取り組みます。 ・発達障害児の家族等を支援するため、ペアレントメンターを活用した家族同士の情報共有・交流の場を設けるとともに、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けるペアレントトレーニングを引き続き実施します。	・令和7年度子ども家庭センター移行に向け、母子保健との一体化に向け、子ども家庭支援センターを5か所から3か所に再編し、順次保健福祉センター内に移転した。 児童福祉：育成相談数100件 母子保健：経過観察健診受診者数261件、発達健診受診者数191件、心理発達相談906件 遊びのグループ67件・小児・障害メディカルセンター内の発達障害児支援室「からふる」にて、相談支援事業等を行った。 ・就学前のお子さんを持つ保護者の方を対象に、心理士・保育士・ケースワーカー等が電話で子育て相談を受けている。 ・児童発達支援センター（すぎな愛育園）が、保育所等訪問支援や巡回発達相談を実施し、乳幼児期の適切な早期対応、切れ目のない支援、相談を行った。 ・障害の早期発見、早期支援のために、小児・障害メディカルセンター内の発達障害児支援室「からふる」にて、未就学児だけでなく就学児（不登校児童を含む）への療育を実施し、相談支援事業・療育支援事業・普及啓発事業等を行った。 ・ペアレントメンター（2名）と参加者同士の情報共有・交流の場とする保護者サロン「ほっとすてっぴ」を3回実施した。延べ18名が参加した。また、託児も設け、子どもを預けられない保護者も参加できるよう配慮した。託児は延べ8名。	B：計画どおり実施した		子ども家庭センター、障害者福祉課、子どもの教育・保育推進課、
		施策20 難聴児への支援	・難聴の発見の遅れにより、適切な支援が受けられないことがある。 ・身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児について、補聴器を装着することにより、言語の獲得やコミュニケーション能力等を身に付ける効果があるため、補聴器の費用負担が求められている。	・新生児聴覚検査受診を促進し、新生児聴覚検査費用の一部を助成します。 ・中等度難聴児を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成する事業を引き続き支援します。	・新生児聴覚検査受診者数2,289人 ・身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に、補聴器等購入費の一部を助成した。	B：計画どおり実施した		子ども家庭支援センター、障害者福祉課
	46	施策21 障害児保育の充実	・保育所、学童保育所における障害児の在籍数が増加しており、障害児の受け入れニーズも高まっている。 ・保育所、幼稚園での巡回発達相談を実施している。 ・保育所、学童保育所において、障害児の受け入れに配慮している。	・保育所、学童保育所において、引き続き障害児の受け入れ拡充を図ります。 ・保育所、幼稚園での巡回発達相談の拡充を図るとともに、関連機関と連携し、保育従事者のスキルアップに取り組みます。 ・障害児以外の児童との集団生活の適応のため、保育所等訪問支援の活用を図ります。 ・保育所等訪問支援事業所の拡充を働きかけていきます。	・各保育所で障害児を積極的に受け入れたほか、職員のスキルアップのための各種研修にも取り組んでいる。 【市内保育所の障害児在籍数】R6：公立71（公54、公民17） 【学童保育所の要介助児童数（4月1日時点）】R4：72人 R5：81人 R6：95人 ・巡回相談については、399件の申請があったところ、318件（保育園270件、幼稚園48件）の実施となった。大学等関連機関や児童発達支援センター等の臨床心理士等に相談員を委託し、巡回後、施設においてでカンファレンスを行うことで保育従事者のスキル向上を図った。 ・サービスの認知及び障害児の集団生活への適応に対する不安を持つ保護者のニーズの高まりと保護者への制度周知の進捗から利用者は増加した。 【保育所等訪問支援】R4：165人 R5：178人 R6：229人 ・集団生活への適応に対する不安を持つ保護者のニーズの高まりを踏まえたサービスの周知や事業所設置の働きかけを行った。 【保育所等訪問支援事業所】事業所数 R5：9事業所 R6：11事業所	B：計画どおり実施した		子どもの教育・保育推進課、放課後児童支援課
		施策22 障害児の放課後活動（余暇支援）の充実	放課後等デイサービス事業所数は年々増加しているが、重度・重複障害児を対象とする事業所数は十分ではない。	・重度・重複障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所等の拡充のために、既存の補助制度の充実を図ります。 ・放課後等デイサービスをはじめ、日中一時支援を活用し、放課後活動の充実を図ります。	・重度障害者（児）を受け入れている施設に対して、受入率に応じた補助による運営支援を行った。 ・依然として重度・重複、医ケア児などの受け入れ事業所が十分でない。市として新規指定条件などを検討していく必要がある。	C：計画より下回った	放課後等デイサービスが障害の軽い児童の受け皿となる一方、重度・重複の児童の受入先が充実していない現状がある。	障害者福祉課
		③ 地域で生活するための体制整備						
47		施策23 ホームヘルプサービス等介護給付の充実	・障害の重度化や介護する家族の高齢化、家庭状況の変化などにより、サービスの支給量が増加している。 ・利用者のニーズに十分に応えられるよう、サービスの質の向上を図る必要がある。 ・ヘルパー不足により、サービスを十分に利用できていない。	・サービスの質の向上に資するよう、事業者向けの研修開催等に努めます。 ・サービス提供事業者に対し、適切な指導や関係機関との連携を行うことなどにより、サービスの質の向上を図ります。 ・ヘルパー不足に対応するため、市内事業者と連携した就職相談会を実施し、人材の確保に努めます。	・障害者福祉施設等従事者向け虐待防止法研修を開催したほか、国や東京都等が実施する外部研修情報をメールで事業所に提供した。 ・指導監査担当課と連携し、不適切な支援を行っている事業者への指導等を行い、サービス提供に係る環境の改善を図り、サービスの質の向上につなげた。 ・高齢者いきいき課・健康医療政策課と合同で「福祉・医療のおしごとフェア（就職相談会）」を開催し、人材の確保に努めた。	B：計画どおり実施した		障害者福祉課
		施策24 ガイドヘルパー等派遣事業の拡充	・ガイドヘルパーの不足により、サービスを十分に利用できていない。 ・同行援護、移動支援の支給基準を上回る支給量を求められる場合がある。 ・複雑化する障害者のニーズに十分応えられるよう、サービスの質の向上を図る必要がある。 ・移動支援の利用について、対象の拡大等を望む声がある。	・同行援護、移動支援のガイドヘルパー等の養成など、地域における派遣体制の整備を引き続き取り組んでいきます。 ・障害者に配慮したサービスの支給量を確保します。 ・サービスを提供する事業者に対し、適切な指導等や関係機関との連携を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。 ・移動に関する支援がより利用しやすいものとなるよう、利用対象者の範囲など、総合的な観点から制度を再構築します。	・同行援護ヘルパーの養成講座を市独自で行うか、引き続き他機関の講座等を頼るのか議論が深まっていない。移動支援については、既存の様々な資格でも従事可能としている。 また、同行援護では障害者の高齢化により、身体的なサポートの必要性が増しており、ガイドヘルパー以外の視点からも検討が必要。 ・同行援護：個々の事情を考慮して、基準量を上回る支給量を決定するなど、柔軟な対応を行った。 ・移動支援：障害特性から日中活動系サービスが利用できない、または利用できない時間帯に家族のレスパイト等、地域生活を継続するために支給量を超過して決定するケースがあった。 ・指導監査担当課と連携し、不適切な支援を行っている事業者への指導等を行い、サービス提供に係る環境の改善を図り、サービスの質の向上につなげた。 ・緊急時通字支援を廃止し、移動支援の利用対象を小学生まで拡大する見直しを行った。しかし身体障害者（視覚障害以外）を利用対象者とする課題については継続案件となっている。	C：計画より下回った	市として同行援護のガイドヘルパー養成研修など、支援体制向上の議論を深める必要がある。視覚障害者の高齢化による身体的な支援についても検討課題として把握する必要がある。 身体障害者（視覚障害以外）を利用対象者とする課題については継続案件となっている。また利用用途についても、継続的に検討が必要である。	障害者福祉課
		施策25 訪問入浴サービスの推進	・訪問入浴を希望する重度障害者が増えている。 ・利用回数の増加や、利用者負担額の軽減を望む声がある。	・在宅の重度障害者（児）の身体の清潔と健康維持のため、訪問入浴サービス事業を推進し、在宅福祉の向上に努めます。 ・入浴に関する支援がより利用しやすいものとなるよう、総合的な観点から制度を検討します。	・在宅の重度障害者で、家族等の介護による入浴が困難な者に対し、入浴サービスを提供した。 ・近年の温暖化に伴う気温上昇、そしてその環境下での対象者のQOLの維持を考え、訪問入浴の年間上限回数の見直しについて検討を行った。	B：計画どおり実施した		障害者福祉課
	48	施策26 一時保護施設の拡充	・一時保護施設の数は近年増えておらず、施設の利用ニーズへの対応についても十分とはいえない。 ・精神障害者や医療的ケアを必要とする方、強度行動障害のある方の受け入れができる施設が少ない。	・グループホームなどに対し、一時保護施設としての機能をもたせるための働きかけを行います。 ・既存の一時保護施設に対し、受け入れの拡大を働きかけます。 ・一時保護施設と医療機関等との連携を図ります。	・グループホームなどを運営する事業者に対し、一時保護機能を持つための施設改修等の支援として、障害者（児）施設整備補助制度の周知に努めた。 ・施設整備補助を活用し、特に重度・重複障害者（児）や医療的ケアが必要な障害者（児）が利用できる短期入所の整備を事業者に働きかけ、拡充を図った。 【短期入所事業（ショートステイ）】事業所数 R5：28事業所 R6：31事業所 ・家族の疾病等により、保護を必要とする在宅の障害者を支援するため、島田療育センター（多摩市）に年間1床を確保するとともに、医療機関と連携し、保護時に必要な医療についても提供した。	B：計画どおり実施した		障害者福祉課
		施策27 緊急一時保護（家庭）の実施	一時的に家庭での介護が困難になったときに利用できる制度として需要が高い。	利用しやすいよう、事業を継続して実施します。	・一時的に家庭における介護が困難になった場合に、あらかじめ市に登録をしている介護人が家庭等で保護を行うことで、在宅介護を支援した。 【美利用人数（人）】R4：54人 R5：53人 R6：46人 【利用回数】R4：565人 R5：561人 R6：481人	B：計画どおり実施した		障害者福祉課

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	施策内容	令和6年度実績	評価	理由 (評価がB以外の場合は記入)	所管欄
	49	施策2 8 機能回復訓練事業の実施	脳性麻痺、パーキンソン病など、難病を含む様々な障害の機能回復訓練（機能の維持を含む）は、医療機関で行っているが、退院後も継続して訓練を望む障害者がある。	医療機関等との連携により、機能回復訓練に関する事業の実施を進めま す。	・心身障害者福祉センターにおいて機能回復訓練事業を実施。広報やHPの募集記事の掲載や、関係機関と連携し、必要とし ている方にサービス提供ができるよう情報周知を行った。 【利用者数】 R4:934人 R5：888人 R6：1,213人	B：計画どおり実施し た		障害者福祉課
		施策2 9 日常生活用具の給付 ・ 補 装具費の支給	・市ホームページや窓口等を通じ、日常生活用具の給付等 の情報提供を行っている。 ・技術の進歩により様々な用具が実用化されていることか ら、利用者のニーズも多様化している。	・日常生活を支援するため、個々にあった日常生活用具を給付するととも に、補装具費を支給します。 ・市ホームページや窓口等を通じ、引き続き日常生活用具の給付等の情報 提供を行います。 ・利用者のニーズに即した日常生活用具等の給付を行います。	・補装具の障害児又は障害児の属する世帯の世帯員の所得制限が撤廃され、日常生活用具給付についても所得制限を撤廃し た。 ・市ホームページや窓口等を通じ、日常生活用具の給付等の情報提供を実施。 ・利用者のニーズに即した日常生活用具等の給付を行うとともに、日常生活用具の基準額の見直しについて検討を実施。	B：計画どおり実施し た		障害者福祉課
		施策3 0 心身障害者や難病患者への 福祉手当の支給	・雇用機会が少ない影響などにより、経済的困窮者が多 い。 ・各種手当の支給件数が増加している。	・心身障害者や障害児を扶養する保護者、難病患者等に対し、引き続き各 種手当を支給します。	・各種手当について適切に支給を実施した。 ・制度の周知を図った。	B：計画どおり実施し た		障害者福祉課
	50	施策3 1 障害者の家族のネットワー クづくりの促進	障害者の家族会について、相談やサポート等を行っており、今後も引き続き取り組む必要がある。	・障害者の家族のネットワークづくりや、障害当事者とその家族との相談 の機会を増やしていきます。 ・家族会に関する情報提供を行っています。	・家族会へ参加し情報提供、イベント協力依頼、会議の委員として意見聴取等行った。 ・個別相談の際、家族会に関する情報提供を行った。 ・障害者福祉に関する情報提供冊子の「福祉のしおり」を活用して、相談先等を探している家族へ情報提供を行った。	B：計画どおり実施し た		保健対策課、障害者 福祉課
		施策3 2 介護を行う家族支援の充実	・介護を行う家族が身体的、精神的な疲労や高齢化が進 み、家族だけでの介護ができなくなっている。 ・重症心身障害児（者）の家族等が一定時間の休養を取れ る支援が求められている。	・一時保護施設の受け入れの拡大を図るなど、介護を行う家族がリフ レッシュできるレスパイト機能の充実を図ります。 ・重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業を適切に運用し、重症 心身障害児（者）の家族等が休養できる環境の充実を図ります。	・保護者の休養、疾病、冠婚葬祭等緊急時に介護人を派遣するとともに、施設で緊急一時保護を行い、支援を行った。 ・重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業を実施し、在宅で介護する家族等支援の充実を図った。	B：計画どおり実施し た		障害者福祉課
		施策3 3 障害者が暮らしやすい住宅	障害者が暮らしやすい住宅が求められている。	・市営住宅について、障害者が自立して生活できるよう、バリアフリー 化を促進します。 ・居住支援法人制度等を活用し、障害者の住宅確保の環境を整備しま す。	・車いす用住宅については、5ヶ所の市営住宅で計16戸（単身者向5戸・世帯向11戸）、バリアフリー住戸についても4ヶ所 の市営住宅で計513戸（単身者向120戸・世帯向393戸）を運営した。（令和6年度末時点） ・保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、住居賃貸代行保証料補助金を交付した。	B：計画どおり実施し た		住宅政策課
	51	施策3 4 住宅設備改善の給付	住宅設備改善の給付を必要としている人がいる。	障害者が生活しやすい住宅への改修を促進するため、住宅設備改善の給 付を引き続き行います。	・重度の身体障害者を対象とする小規模改修や中規模改修など住宅設備費の助成を、ニーズに応じて適切に行った。	B：計画どおり実施し た		障害者福祉課
		施策3 5 社会参加への環境整備	・市内の美術館や市民会館、スポーツ施設等において入館 料や使用料の減免を実施し、障害者が社会参加しやすい環境 の整備を図っており、今後も拡充を図る必要がある。 ・福祉まつりや、ふれあい運動会等のイベントへの障害者 の参加を促進しており、引き続き取り組んでいく必要があ る。	・障害者がスポーツやレクリエーション、芸術活動など、社会参加しや すい環境をつくるため、各種関係機関や団体に対し活動機会の拡充に向 けて啓発を進めます。 ・ボランティアセンターや市民活動支援センターで行っているボランテ ィア活動等を活用し、社会参加の機会を増やしていきます。	・スポーツ推進委員を派遣したポッチャ体験会(17回・延参加人数910人)やポッチャ用具の貸出を行い、バラスポーツを周 知・普及した。 ・スポーツ推進委員の実技研修において、バラスポーツを取り入れ、指導力向上に努めた。 ・バラスポーツ用具を活用した体験教室を開催した。(プラインサッカー体験会 延参加者数200人) ・障害のある人もない人も参加できる市民ポッチャ大会を開催した。(140名) ・八王子市夢美術館では、障害者手帳等を提示の方及び介助者1名の入館料を無料にしており、チラシなどでその周知に努 めた。 ・市民会館、芸術文化会館、南大沢文化会館、学園都市センターでは、「有料公共施設減免対象障害者団体等登録台帳」に 記載されている団体等の利用料金を減額しており、このことについて施設のホームページなどで周知を図った。 ・公営自転車駐車場では、身体障害者手帳等の所有者に対する自転車の定期利用料金の減免を行った。 ・3市営駐車場では、身体障害者手帳等の所持者や駐車禁止除外指定車標章交付車両の使用者に対する駐車料金の減免を 行った。 ・令和6年度減免件数 八王子駅北口地下駐車場：42,126件（減免金額33,929,800円）旭町駐車場：894件（減免金額 715,200円）南大沢駐車場：6,035件（減免金額2,929,440円） ・はちバスでは、身体障害者手帳等の所持者及び介護人に対する運賃の割引（半額）を行った。 ・有料公共施設減免対象の障害者団体等を登録し、経済的負担を減少することで社会参加を推進した。 ・ボランティアセンターでは、前年度に続いて福祉まつりを人通りの多い八王子駅北口の西放射線ユーロードにて開催し た。多くの方に来場いただき交流の機会となった。ふれあい運動会は荒天による中止となり実施していない。 ・市民活動支援センターにおいて、障害者が代表となっている団体の活動をサポートし、障害者の社会参加を支援した。	B：計画どおり実施し た		スポーツ振興課、学 園都市文化課、交通 事業課、障害者福祉 課、福祉政策課、協 働推進課
		施策3 6 情報機器の活用	情報機器の提供や機器の活用を学ぶ機会について、障害者 への情報提供に関する環境整備を図っており、引き続き取 り組んでいく必要がある。	社会環境の変化に応じて障害者等へ、より適切な情報提供の手段を検討 し、効果的な情報機器の活用を図ります。	個々の特性に応じた適切な日常生活用具を給付することにより、情報提供環境の整備を図った。	B：計画どおり実施し た		障害者福祉課
	52	施策3 7 重層的支援体制の強化	重層的支援体制整備事業の中核を担うはちまるサポートを通 じ、他分野との連携が円滑に進むよう、地域での協力体制 を強化していく必要がある。	・分野横断的な支援体制の充実や地域との つながりづくりなど、地域福祉 を推進する基盤整備を行う基幹型はちまるサポートを新たに設置（市内6 か所）します。 ・基幹型はちまるサポートが担う「多機関協働事業」を通じ、分野横断的 な情報共有や研修の実施など、複雑化・複合化した地域生活課題に一体と なって対応できる体制を強化します。	・包括的な地域福祉ネットワーク会議を通じ、多機関との連携した支援体制の構築にかかる検討を行ったほか、基幹型はち まるサポートを2か所（石川、川口）設置した。 ・相互理解の向上を図るため分野横断的な研修に取組んだほか、包括的な地域福祉ネットワーク会議を活用した多機関との 情報共有や新たな取組の検討などを行った。	B：計画どおり実施し た		福祉政策課
柱3 地域で支えあい、活躍できる環境整備の充実								
① 障害者就労のさらなる促進								
53	施策3 8 情報提供 ・ 相談機能の強 化	就労希望の障害者や雇用を希望する企業に対し、障害者雇 用に関する情報及び障害者就労に関する情報の交換や発信が 十分ではない。	障害者就労 ・ 生活支援センター等を活用し、引き続き障害者向けの職 用に関する情報と、障害者本人の希望や適性などに合った仕事を選択できるよう支援しま す。	・障害者を受け入れる市内事業者向けに、国の助成金や東京都の支援ポータルサイトなどを市ホームページにて紹介し、適 宜周知を行った。 ・「八王子市障害者就労・生活支援センターふらん」を中心に、ハローワーク八王子や障害者就業・生活支援センター TALANT、就労移行支援事業所等の関係機関との連携を図り、障害者への就労支援（職業相談、職場実習等）と生活支援を 行った。 【「ふらん」の支援件数】 R6：就労支援 7,317件 生活支援 2,406件	B：計画どおり実施し た			産業振興推進課、障 害者福祉課
	施策3 9 就労ネットワークの構築	障害者地域自立支援協議会等において、就労に関する支援 事例の検討や求人に関する情報交換を行うなど、関係機関 等との連携を図っているが、さらなる連携の強化が必要で ある。	障害者地域自立支援協議会等を活用し、ハローワークや障害者就労 ・ 生活支援センター、特別支援学校、企業等との連携や情報共有を図りな がら、障害のある方の就労を支援します。	・障害者地域自立支援協議会の就労支援部会において、関係各所との連携強化と情報共有を図った。	B：計画どおり実施し た			障害者福祉課
	施策4 0 就労移行支援施設等の活用	・障害者地域自立支援協議会等において、就労に向けた求 人情報の提供を行うなど、さらなる連携の強化が必要であ る。 ・福祉的就労から一般就労を希望する当事者への支援が必要 である。	・就労移行支援施設等を活用し、一般就労への移行を促進します。 ・障害者本人の希望や適性などに合った仕事を選択できるよう支援しま す。	・一般就労（特に短時間労働者）について、生活のリズムや就労に対する意欲が低下しないよう、個別事情を考慮した福祉 的就労との併給を認め、就労継続のサポートを実施した。 ・関係する特別支援学校と実施に係る調整を行っており、例年通り取り組みを進めた。	B：計画どおり実施し た			障害者福祉課
54	施策4 1 個別移行支援計画の活用	特別支援学校の卒業見込みの生徒を対象に、就労支援事業所 等のアセスメントを行うなど、就労への円滑な移行と就労継 続を図っており、引き続き取り組む必要がある。	特別支援学校の生徒に対する個別移行支援計画を有効活用し、障害者就 労・生活支援センターなどが中心となって、障害者、家族、学校、通所 施設（福祉的就労）、企業などが連携し、就労支援を促進します。	・事業所支援者や特別支援学校と連携し、計画どおり事業を実施した。また、令和7年度実施についての就労選択支援につ いても、会議を複数回開催するなど、関係機関の連携を図っている。	B：計画どおり実施し た			障害者福祉課
	施策4 2 就労定着の推進	一般就労後、就労を定着していけるよう支援が必要であ る。	就労を希望する障害者等へ就労定着支援の周知浸透を図るとともに、障 害者就労 ・ 生活支援センターと連携し、一般就労後の定着を推進してい きます。	・就労に関する意識の高まりなどを背景に利用者数は増加した。 就労定着支援 R5：162人 R6：180人	B：計画どおり実施し た			障害者福祉課
	施策4 3 企業への啓発及び就労 ・ 雇用の拡大	・障害者法定雇用率が達成している企業等は増加傾向にある が、障害者雇用が十分ではない企業等もある。 ・市内企業への障害者雇用の働きかけや、障害者就労・生活 支援センターのジョブコーチの派遣等を行っているが、障害 者が働くための職場環境の整備は、十分とは言えない。	・障害者法定雇用率が段階的に引き上げられるよう、引き続き市内企業へ 障害者雇用の実例等の情報を提供するとともに、障害者雇用への理解 及び職場環境整備の促進を働きかけます。 ・障害者就労 ・ 生活支援センターのジョブコーチの派遣等により、企 業が雇用しやすい環境を引き続き整備します。 ・超短時間労働を希望する障害者の受け入れ及び育成に取り組めます。 ・市役所における障害者雇用推進担当を活用し、市内の障害者雇用の促進 をけん引します。	・市内事業者の障害者就労にかかる法定雇用率達成のため、東京都の「TOKYO障害者雇用支援ポータル」の周知や、市あ つ旋融資制度の「ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援資金」の利用案内を通じ、障害者雇用への理解及び職場環境 整備を促進している。 ・八王子市障害者就労・生活支援センターふらんを中心に、ハローワーク八王子や障害者就業・生活支援センターTALANT、 就労移行支援事業所等の関係機関との連携を図り、障害者への就労支援（職業相談、職場実習等）と生活支援を行った。 【「ふらん」の支援件数】 R5：就労支援 8,109件 生活支援 1,841件 R6：就労支援 7,317件 生活支援 2,406件 ・ジョブコーチや就労支援コーディネーター等の派遣により、雇用の推進を図った。 ・八王子市障害者就労・生活支援センターふらんと連携し、制度の啓発を実施した。 ・障害者活躍推進計画をもとに、障害者を対象とした会計年度任用職員の積極的な採用を年に複数回行い、雇用率が2.25% から2.59%へと増加した。 ・障害のある会計年度任用職員の業務の種類の拡大し、コピー用紙の配布や庁内の事務作業・清掃等を幅広く担っている。 ・また、特別支援学校・就労支援事業所等からのインターンシップを引き続き受け入れ市への雇用につなげたほか、令和6 年度より障害特性等に応じ週の勤務時間を変更できる制度を構築し、働きやすい環境を整えることで定着支援に取り組ん だ。	B：計画どおり実施し た			産業振興推進課、障 害者福祉課、職員課

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	施策内容	令和6年度実績	評価	理由 (評価がB以外の場合は記入)	所管欄
② 共に学べる学習環境の推進	55	施策4 4 通所施設での福祉的就労の促進	・「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、市や外郭団体等に対し障害者就労施設等へ物品やサービスの調達を優先的に活用するよう促しており、今後も継続的に発注を促進し、就労の機会の拡充を図る必要がある。 ・障害者の工賃アップや就労意欲の向上を目的として、製品の販路拡大や共同開発等に向けたネットワークの強化を図り、福祉的就労についてさらに取組を強化していく必要がある。 ・障害者の福祉的就労の機会拡大のため、農福連携の取組等が必要である。 ・障害特性に応じた就労環境の整備を図っていく必要がある。	・障害者地域自立支援協議会等において、障害者の工賃の向上を視野に入れて、官公需のさらなる拡大を図ります。 ・ワークセンターを中心に、企業等に対して障害者福祉施設等が提供する物品やサービスについて、積極的な発注を働きかけます。 ・就労継続支援事業などを活用し、障害者の福祉的就労を促進します。 ・地域の実情を踏まえた農福連携を促進するとともに、農業以外の分野として、本市の産業を支える地場産業事業者等との関係機関と連携し、職域の拡大に取り組みます。	・「かてかて」と連携し、障害者の工賃アップや就労意欲の向上を目的として、製品の販路拡大や共同受注拡大等を行った。 ・また、優先調達方針を定め、市役所内の発注のみならず、外郭団体や指定管理者、企業及び市内大学にまでその適用範囲を拡大し、更なる調達促進を実施した。 ・障害福祉サービス事業所を対象に、農業技術習得補助を実施。農業技術と知識を取得、または農業技術を向上することで農福連携の推進を図った。 ・また、農作業体験支援補助を実施。障害福祉サービス事業所に通所する利用者が農作業を体験する機会を設けることにより、新たな就業や工賃の向上に繋がることを目的とした。 ・農業以外の分野については未着手であるが、産業分野の所管とは障害者の就労についての必要性について確認している。	B：計画どおり実施した	障害者福祉課、農林課	
		施策4 5 雇用施策との連携による重度障害者等への就労支援	・就労形態の多様化や社会情勢の変化により、重度障害者等の就労機会が増加している。 ・重度障害者等が通勤や職場等において、企業の支援を受けても、なお、支障がある場合や自営業者として働く場合に必要な支援を受けられないことで、就業の機会を制限されてしまう現状がある。	重度障害者等が就労に必要な支援を受け活躍できるよう、必要な制度やサービス等を検討していきます。	・国などの補助制度や他自治体の状況などの情報収集に努めたが、事業の検討まで至らなかった。	C：計画より下回った	国などの補助制度や他自治体の状況などの情報収集に努めたが、事業の検討まで至らなかったため。	障害者福祉課
	56	施策4 6 通常学級における支援の充実	・通常学級において支援を必要とする児童・生徒について、心理相談員等による巡回指導や学校サポーターの配置、就学支援シートの活用等を行っており、引き続き取り組んでいく必要がある。 ・保育園・幼稚園・小学校等の関係者との連携及び障害理解に関する知識の習得を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。 ・特別な支援を必要とする児童・生徒が増加しており、その背景も多様化・複雑化している。	・通常学級における障害児一人ひとりの教育的ニーズの多様化に応じて、引き続き心理相談員等による巡回指導や学校サポーターの配置による学習支援を行います。 ・就学支援シートの活用により、個々にあった支援を提供します。 ・小学校を中心に作成するスタートカリキュラムを活用し、接続期の支援を行います。 ・小中学校における、はちおうじ子マイファイル作成のため、支援が必要な児童・生徒の情報を各学校が保管、引き継いでいくサポートファイルを推進します。 ・総合教育相談の相談員の専門性を高めることにより、児童・生徒や保護者、学校への相談支援を図ります。 ・幼児期も含め、教育・医療・福祉・保健の各分野の関係機関相互の連携体制を強化し、一体的な支援体制を推進します。	・学校サポーターを各学校へ配置し通常学級における発達障害や肢体不自由の児童生徒への支援の充実を図った。また、市の巡回相談チームの心理士、作業療法士、言語聴覚士等による巡回相談を実施した。 【学校サポーターの登録者数（固定学級も含めて集計）】 777人 【心理相談員による巡回相談件数】 458回 ・保・幼・小連携により、保育・教育関係者の連携及び知識修得を図り、就学支援シートの活用により、支援が必要な児童に良好な教育環境を提供。 【「就学支援シート」利用件数】 R6年度入学：647人 ・市立小学校及び義務教育学校（前期課程）で年間指導計画にスタートカリキュラムを位置付け、円滑な接続を行った。 ・特別な支援が必要な児童・生徒の情報をまとめて保管するためのキャビネットを10校に配備し、サポートファイルの仕組みの推進を図った。 ・総合教育相談の相談員を対象に、医師や大学教授などを講師とした研修会を4回実施し、その専門性の更なる向上を図った。 ・市内関係機関と子ども家庭支援ネットワークを設置し、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、代表者会、実務者会、分科会、個別ケース検討会を実施した。また連携強化に向けて、医療機関や教育委員会との連絡会を実施した。代表者会1回、実務者会1回、分科会75回、個別ケース検討会議175回、医療機関との連絡会1回、教育委員会との連絡会1回、母子保健：代表者会議1回、実務者会議1回、個別ケース検討会議 84回	B：計画どおり実施した	教育指導課、子どもの教育・保育推進課、子ども家庭センター	
		施策4 7 通常学級における障害理解の推進	・小中学校の教職員等に対し、各種研修等を通じ障害理解の推進を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。 ・通常学級に通う児童に対し、障害理解のためのガイドブックを活用した授業を通じ、障害理解の推進を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。 ・インクルーシブ教育を推進している。 ・小中学校において児童・生徒の発達や障害に応じた指導・支援が求められている。	・小中学校の教職員や学校サポーターに対し、引き続き特別支援教育や障害理解に関する研修を行っていきます。 ・小学生を対象に、障害理解のためのガイドブックを活用し、障害理解に関する教育を引き続き実施します。 ・共生社会の実現を目指すため、副読制度を活用し障害のある子どもとない子どもとの共同学習を行うとともに、地域の障害者との交流を通して障害に対する理解を深めていきます。	・市立学校の特別支援学級と通常の学級の児童・生徒の交流を行い、障害理解がより深まるよう取り組んでいる。 ・副読制度での交流や、総合的な学習の時間等での障害者施設との交流により、障害に対する理解を深めている。 ・また、令和6年度は、市立学校教員等を対象に特別支援教育に関する研修を以下のとおり実施した。 ・特別支援教育研修 初級（計8回）・特別支援教育研修 中級（計6回）・特別支援教育研修 上級（計5回） ・難聴・言語障害学級担当者研修（計4回） ・特別支援教室専門員（各校配置・東京都会計年度専門職）へのサポート力向上を目的として、市独自の研修を実施（学校サポーター 上級育成講座と合同）R6年度 1回 ・学校サポーターを対象に研修を実施し、一人ひとりの障害に対する理解力や支援力の向上を図った。 R6年度 研修2回 育成講座9回 ・小学生を対象に、ガイドブックを活用した障害理解に関する教育を実施した。 ・「総合」の授業における中学生への授業の講師派遣依頼に対応し、障害理解に関する教育を実施した。 R6年度 特別支援学校在籍児童・生徒379名副読交流実施人数 228名うち直接交流96人 内訳：小学校167名 中学校61名	B：計画どおり実施した	教育指導課、障害者福祉課	
	57	施策4 8 就学前の療育の充実	・就学前の療育ができる機関の整備は行われているが、重症心身障害児等の療育ができる機関の整備は十分ではない。 ・就学前の障害児に関する相談のニーズが高い。	・就学前の障害児に対し、早期に適切な支援を行うため、療育や療育機関について周知を図るとともに、重症心身障害児等の療育ができる機関の整備を促進します。 ・就学前の障害児の療育・発達に関する相談機能について、地域の特徴に合わせた支援の充実を図ります。	・障害の早期発見・早期支援のために、小児・障害メディカルセンター内の発達障害児支援室「からふる」にて、未就学児だけでなく就学児（不登校児童を含む）への療育を実施し、相談支援事業・療育支援事業・普及啓発事業等を行った。	B：計画どおり実施した	障害者福祉課	
		施策4 9 特別支援学級の充実	・特別支援学級の需要が高まっており、さらなる学ぶ環境の充実に取り組んでいく必要がある。 ・障害児について、就学前に関係機関が情報共有を行い、就学後の適切な支援につなげているが、さらなる取組が必要である。	・地域の実情に応じて、知的障害（固定制）学級の新設や、特別支援教室拠点校のグループ再編について検討していきます。 ・子どもの特性や障害に応じた適切な指導と学習の機会を得られるよう、教職員の育成を図っていくとともに、特別支援コーディネーターを中心とした、校内での指導・支援体制の充実を図ります。 ・特別支援学級において、障害児が十分な教育を受けられるよう、合理的配慮の視点を持った施設の整備や、支援機関等の活用を図ります。 ・就学前から関係機関との連携を進め、より適切な支援や教育内容の充実に引き続き取り組みます。	R6年特別支援学級設置校（R7.4月開設） ・上忍分方小学校 ・松が谷小学校 ・第六中学校 ・加住小中学校（小・中） 計4校（加住小中はそれぞれに開設） ・特別支援教育に関する教員研修体系を作成し、全教員を対象とした児童・生徒の特性や障害に応じた適切な指導や学習について大学教授から学ぶ教員研修を実施した。また、特別支援教育コーディネーター研修を年2回実施し、校内での指導・支援体制の充実を図った。 ・特別支援学級の新増設（新設：小学校3校・中学校2校、増設：小・中1校ずつ）及び、必要な備品等の配置をした他、必要な学校設備の修繕を行い、入級・通級する児童や生徒に適した環境を整備した。 ・保・幼・小連携により、保育・教育関係者の連携及び知識修得を図り、就学支援シートの活用により、支援が必要な児童に良好な教育環境を提供 ・特別支援教育ネットワーク会議の開催 年3回実施	B：計画どおり実施した	教育指導課、子どもの教育・保育推進課	
	59	施策5 0 高等教育の機会の確保	障害のある学生に配慮した教育環境の整備を進めている大学もあるが、障害者が高等教育を受ける機会を得ることは難しい。	・障害者の高等教育の機会を確保するため、市内の大学等に対し障害者の受入れと、障害に配慮した学習環境の整備を働きかけます。 ・障害者を含む多様な学生への対応について、大学コンソーシアム八王子を通じて加盟する大学等に情報提供を行います。	・大学コンソーシアム八王子が行う、大学教職員向けの研究会のSD・FDフォーラムにおいて「大学における障がい学生支援」をテーマに分科会を開催し、障害のある学生への支援の在り方について情報交換を行った。 ・大学コンソーシアム八王子の情報発信事業「BIGWEST」を活用し、学生向けの相談窓口に関する情報提供などを行い、多様な学生への支援を行った。	B：計画どおり実施した	学園都市文化課	
		施策5 1 講座・講習を受けるための環境整備	・市民講座・講習の開催情報と合わせて、障害者に対する講座受講料の減免制度について周知しているが、市民講座等への参加者は少ない。 ・障害者が社会生活を送る上で、必要な知識等を学習する機会が必要である。 ・市民講座・講習に障害者が参加しやすいよう、会場や資料に工夫を施すなど、様々な取組を行っているが、引き続き障害者への合理的配慮が必要である。	・市民講座・講習の開催情報や、障害者に対する講座受講料の減免制度について、引き続き市ホームページ等で情報提供を行い、障害者の生涯学習への参加機会の拡大を図ります。 ・市民講座・講習においても障害者が参加しやすいよう、引き続き合理的配慮に努めます。	・生涯学習センター3館を利用する障害者団体に対して施設の使用料金を減免することで、障害者団体の自主的な学習活動を支援した。なお、クリエイトホールでは、施設利用回数全体の約8%が障害者団体の利用となっている。 【生涯学習センター3館の障害者団体利用状況】 R4：1,154団体 10,925人 R5：1,406団体 15,242人 R6：1,440団体 17,038人 ・車いす使用者に専用机を用意したり、介助者や手話通訳者が無料で講座に同行できるような対応を行っているほか、講座の資料をA3判で作成し読みやすいものにするなど、障害者が講座に参加しやすい環境づくりに努めている。	B：計画どおり実施した	学習支援課	
		施策5 2 自主的な学習活動を行うための場の提供	・各大学等の施設開放状況（図書館施設、運動施設、教室等）について、大学コンソーシアム八王子のホームページで公開しているが、自主的な学習を行うための場がさらに必要である。 ・障害者が自主的な学習活動を行うための支援が必要である。	・施設の開放状況について、引き続き情報提供を行うとともに、大学等に施設開放への協力を働きかけます。 ・障害者が自主的な学習活動を行うためのグループ活動を支援します。 ・自主活動グループを支援するため、講師・指導者等の派遣を進めます。	・大学コンソーシアム八王子のホームページにおいて、大学等の施設の開放状況の周知を行った。 ・有料公共施設減免対象の障害者団体等を登録し、経済的負担を減少することで社会参加を推進した。 ・出前講座等により、講師、指導者の派遣を行った。	B：計画どおり実施した	学園都市文化課、障害者福祉課	
	60	施策5 3 重度障害者への大学等修学支援	重度障害者が大学等において修学するにあたり、必要な支援を受けられないために修学の機会を制限されてしまう現状がある。	重度障害者が大学等において修学するにあたり、大学等が修学支援体制の構築ができるまでの間、学ぶ機会が制限されないよう、必要な制度やサービス等を検討します。	・リモート授業をはじめとして、大学側も学ぶ機会の工夫が進んでいるため、令和6年度に要望自体はいただいていないが、他市の状況や施策45の就労支援特別事業の状況を注視していく。	B：計画どおり実施した	障害者福祉課	
③ スポーツ・芸術活動の推進	60	施策5 4 イベント等による活動の促進	ふれあい運動会や障害者のためのプール開放、障害者文化展などを実施しているが、スポーツ・芸術活動に取り組んだ成果などを発表する機会がさらに必要である。	・安全面に配慮したうえで、市民ポッチャ大会やポッチャ派遣指導、ふれあい運動会、プール開放、障害者文化展等を開催し、障害のある人もない人もスポーツ・芸術活動を楽しむ機会を設けます。 ・スポーツ・芸術活動に取り組んだ成果発表の機会を設けていきます。	・スポーツ推進委員を派遣したポッチャ体験会（17回・延参加人数910人）やポッチャ用具の貸出を行い、バラスポーツを周知・普及した。 ・バラスポーツ用具を活用した体験教室を開催した。（フラインソッカー体験会 延参加者数200人） ・障害のある人もない人も参加できる市民ポッチャ大会を開催した。（140名） ・八王子市夢美術館では、障害者手帳等を提示の方及び介助者1名の入館料を無料にしており、気軽に文化芸術に親しめる機会を提供した。 ・市民会館、芸術文化会館、南大沢文化会館、学園都市センターでは「有料公共施設減免対象障害者団体等登録台帳」に記載されている団体等の利用料金を減額しており、文化芸術に触れる機会や活動の成果を発表する場を提供した。 ・ふれあい運動会、プール開放、障害者文化展等を開催し、障害のある人もない人もスポーツ・芸術活動を楽しむ機会を設けた。 ・バラスポーツ大会の周知や障害者文化展の開催により、成果発表の機会を設けた。	B：計画どおり実施した	スポーツ振興課、学園都市文化課、学習支援課、障害者福祉課	

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	施策内容	令和6年度実績	評価	理由 (評価がB以外の場合は記入)	所管欄
柱4 インクルーシブ社会の推進								
① 障害理解、差別解消、虐待防止、権利擁護のさらなる推進	61	施策5 5 障害理解に関する教育の推進	・小中学校における障害に対する理解の促進を図るため、福祉施設の職場体験など、引き続き進める必要がある。 ・障害理解のためのガイドブックを活用し福祉教育を行っているが、今後も継続していく必要がある。	・小中学校の教職員や学校サポーターに対して、引き続き特別支援教育や障害理解に関する研修を行います。 ・小学生向けの障害理解のためのガイドブックを活用し、引き続き障害理解に関する教育を実施します。 ・小中学校において、車いす体験や点字体験、アイマスク体験、障害当事者の講話等を行っており、引き続き障害理解に関する授業の実施について、働きかけていきます。	・特別支援教育に関する教員研修体系を作成し、全教員を対象とした児童・生徒の特性や障害に応じた適切な指導や学習について大学教授から学ぶ教員研修を実施した。また、特別支援教育コーディネーター研修を年2回実施し、校内での指導・支援体制の充実を図った。 ・ガイドブック「みんなちがってみんないい」の小学生版を用いた授業を行っている。 ・いちょう祭りの出展による障害理解に関する啓発イベントや、支援者に対する虐待防止研修を実施した。 ・総合的な学習の時間で「福祉」の内容を教育課程に位置付けている学校は、車いす体験やアイマスク体験等を通し、障害理解に関する学習を実施している。また、小学校及び義務教育学校第4学年国語科「手話であいさつをしよう」の単元で、手話や点字の学習を実施した。	B：計画どおり実施した		教育指導課、障害者福祉課
	62	施策5 6 権利擁護の推進	・障害者に対する差別禁止についての啓発イベントや、虐待防止に関する研修を開催し、障害者の権利擁護について周知啓発を行っているが、引き続き促進していく必要がある。 ・心身の機能にかかわる様々な障害の理解について、周知啓発を行う必要がある。 ・事業者に対し、合理的な配慮の周知啓発を行う必要がある。 ・市民や事業者の間で障害理解を広め、障害者が暮らしやすい地域を作っていく必要がある。 ・市と市の委託相談支援事業所において、差別相談を受けている。 ・令和4年（2022年）に東京都で手話言語条例が施行された。	・障害理解に関する啓発イベントや、虐待防止に関する研修の実施など、障害者の権利擁護についての啓発活動を促進します。 ・社会福祉協議会が行っている、福祉サービスの利用を援助する地域福祉権利擁護事業などを活用し、権利擁護を推進します。 ・障害理解を深めるためのガイドブックや広報はちおうじ、出前講座などにより、障害理解のさらなる周知啓発を図ります。 ・地域の関連団体と連携し、福祉・体験型イベントや、差別禁止条例及び差別解消法の周知イベント等を広く実施し、権利擁護のさらなる推進を図ります。 ・市民・事業者が障害に関する正しい理解と認識を持ち、障害者が地域社会で暮らすための手助け等を適切に行えるよう、障害者サポーターの養成講座を行います。 ・市と市の委託相談支援事業所において、差別相談の問題解決や障害理解に取り組んでいきます。 ・障害福祉施設等の職員に対し、虐待防止に関する研修への参加を呼びかけるとともに、幅広く虐待防止の周知に努めます。 ・言語である手話の理解促進や普及に取り組みます。また、必要に応じて条例制定も検討するなど、互いに意思疎通ができる環境づくりを推進します。	・冊子類での周知や、イベントへの出展、出前講座の実施等、障害理解の更なる周知啓発活動に取り組んだ。 ・引き続き、パンフレットや講演会の開催等を通し、地域内に向けて地域福祉権利擁護事業の周知に努めた。 ・地域の障害者団体の協力の元、いちょう祭りにおける出展において、点字体験や手話体験を実施する等、権利擁護の推進を図った。 ・障害者サポーター養成講座を1年度間に3回実施した。 ・障害者サポーター養成講座のファシリテーターを養成するための研修を実施した。 ・障害者当事者に寄り添った支援を心がけて、解決策を見出した。目に見える障害だけではないという理解を推進した。 ・障害福祉施設等従事者向け虐待防止法研修の周知を積極的に行い、参加を呼びかけた。 ・いちょう祭り等のイベントや事業を通して、手話の理解促進に取り組んだほか、条例制定については関係者との意見交換を行った。	B：計画どおり実施した		障害者福祉課、福祉政策課
	63	施策5 7 成年後見制度の利用促進	・成年後見制度に関するパンフレットを作成し、様々な機会を捉えて制度の周知に努めている。 ・成年後見制度を必要としている方の相談内容が複雑化している。 ・市民後見人の養成や法人後見の受任について、積極的に制度の活用を図っている。	・成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携し、講演会や学習会を実施するなど、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。 ・成年後見制度の利用促進のため、法人後見を充実します。 ・障害福祉サービスの利用が困難な方に、成年後見制度の利用に係る費用の助成を行い、制度の活用を促進します。	・成年後見制度に関するパンフレットを作成し、講演会・学習会・出前講座等の機会を捉えて制度の周知に努めた。また、窓口や訪問で制度の利用相談や専門職による専門相談を実施した。 【学習会等の開催】R4 13回 R5 13回 R6 13回 ・成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携し、成年後見制度の周知を図り、成年後見制度の活用を促進した。 ・法人後見：令和3年4月から受任を開始し、令和7年3月末時点で1名（累計4名）を受任している。 ・法人後見監督：令和7年3月末時点で市民後見人が受任している8名を成年後見監督人として受任している。 ・成年後見制度の利用に係る費用の負担が困難な低所得者に対して、申立費用や報酬費用の助成を行った。	B：計画どおり実施した		福祉政策課、障害者福祉課
		施策5 8 再犯防止の推進	罪を犯した障害者等が立ち直りに必要な支援を行える地域社会を作っていく必要がある。	・再犯防止のイベントや社会を明るくする運動を通じて、再犯防止に向けた啓発活動に取り組みます。 ・保護司や民生委員など、地域の関係団体と連携し、罪を犯した障害者の立ち直りを支援します。	・親子でレクリエーションやクイズを楽しみながら、更生保護や薬物乱用防止、矯正教育について学ぶことができるイベントを開催し、これまでイベントにあまり参加のなかった、子育て世代を中心に啓発をした。 ・また、例年行っている駅頭での啓発活動に、いずみの森義務教育学校にも協力いただいたことで、参加した生徒・保護者にも本運動を知ってもらった機会となった。 ・八王子地区保護司会、八王子地区更生保護女性会、八王子BBS会の理事会やイベントの会場優先予約を行い、団体が活動しやすい環境を整えた。	B：計画どおり実施した		防犯課
② 地域で支えあえる生活環境の推進	64	施策5 9 交流活動の推進	・障害者施設での障害者同士の交流の場はあるが、地域社会等での交流の場が少ない。 ・福祉施設等での職場体験や福祉まつり、ふれあい運動会、手作り作品展等を通じて、障害者同士や障害のある人となない人との交流の推進を図っているが、さらなる交流の場が求められている。 ・市内にある療育施設の児童と近隣の保育所の園児との交流事業や、障害当事者による小中学校での講話などを行っているが、引き続き取り組む必要がある。	・障害者を孤立させないよう、身近な地域で気軽に利用できる交流の場づくりを支援します。 ・障害者との多様な交流活動を進めるため、保育所や学校などの行事への参加を促進します。 ・障害のある人となない人とのスポーツを通じた交流機会を創出します。 ・障害者施設と身近な地域との交流を進めるため、相互に活動や行事への参加を図り、交流活動を推進し、障害者の地域生活への移行につなげていきます。	・歳末たすけあい募金地域ささえあい助成による助成を通し、発達障がいや強度高度障がいを持つ親の会に対し、当事者の親や支援者向けの勉強会、講演会実施のための支援を行った。 ・地域活動支援センター（Ⅲ型）2事業所に運営費の補助を行い、障害者同士の交流の場の確保の支援を行った。 ・幼児期から遊びを介して、子ども相互がそれぞれの違いを理解し認め合えるようにすることを目的に、養育施設の園児との交流活動を実施。25回/年 ・特別支援学級が設置されている学校では、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習として、運動会等や朝の会に参加を呼び掛けるなど、交流の場を設定した。 ・スポーツ推進委員を派遣したポッチャ体験会(17回・延参加人数910人)やポッチャ用具の貸出を行い、バラスポーツを周知・普及した。 ・バラスポーツ用具を活用した体験教室を開催した。(ブラインサッカー体験会 延参加者数200人) ・障害のある人もない人も参加できる市民ポッチャ大会を開催した。(140名) ・障害のある人となない人が交流する場として「ふれあい運動会」の開催を準備。天候の影響により中止となったが、実行委員会への補助により活動を支援した。 ・前年度に続いて福祉まつりを人通りの多い八王子駅北口の西放線緑ユーロードにて開催、手作り作品展をエアース高尾そよかぜ広場にて開催し、多くの方が来場し交流の機会を持った。ふれあい運動会は荒天により中止。 ・障害当事者による福祉講話を市内の小中学校等33か所で実施した。	B：計画どおり実施した		福祉政策課、障害者福祉課、子どもの教育・保育推進課、教育指導課、スポーツ振興課
		施策6 0 ボランティア参加のための環境整備	・市内の大学等と協定を締結するなど、学生のボランティアが参加しやすい環境を図っている。 ・ボランティア養成講座について、当事者団体や病院等と連携して講座内容の充実を図るとともに、ボランティア組織の強化を行っている。	・学生ボランティアが参加しやすい環境づくりを推進します。 ・ボランティアセンターとボランティア組織との連携を強化し、より参加しやすい環境を図っていきます。 ・障害者施設で行う行事等に際して、ボランティアセンターの登録ボランティア等を各施設に積極的に紹介し、利用者との交流の機会拡大を図ります。 ・社会情勢の変化に伴い、当事者のニーズに合った多様なボランティアの養成講座を実施します。	・学園都市文化課では、ボランティアに参加したい学生とそれを受け入れる団体や小中学校などをつなぐ役割を担っており、令和6年度は106名の学生（延べ人数）がボランティア活動に参加した。前年度比 42名増 ・ボランティアグループへの活動費の助成などの支援を行った。また、市内の大学ボランティアセンターと結びつきを強め、ボランティア活動の紹介、PR等を行った。 ・障害者施設の行事の他、福祉まつりでもボランティアの参加を積極的に呼びかけた。 ・登録ボランティアの他、LINEで広くボランティア募集を行った。また、大学生のボランティアにも声をかけ参加してもらった。 ・地域の寄り添いボランティア講座を実施し、精神障がいをはじめとした生きづらさを抱える方々に寄り添える市民の要請を行った。支援機関や当事者も講座でスピーチを務めていただき、理解を深めた。 ・精神保健福祉ボランティアグループ「いっぽの会」「こもれびの会」と連携を図り、講座受講生に対して、会を紹介した。	B：計画どおり実施した		学園都市文化課、福祉政策課、障害者福祉課
③ バリアフリー社会の推進	65	施策6 1 バリアフリー化の促進	・市街地の建物や道路、交通機関、施設等のバリアフリー化を進めているが、まだ十分とはいえない。 ・デジタル技術の進展に伴い、障害の特性にあった情報バリアフリー化の必要性が増大している。 ・手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者等のボランティアの養成を継続的に行っているが、高齢化等の影響により登録者が減少しているため、さらなる養成の取組が必要である。 ・失語症者向けの意思疎通支援者の養成を行っているが、派遣体制が整っていないため、環境整備が必要である。 ・手話通訳や要約筆記を活用しているが、情報バリアフリーはまだ十分ではない。 ・令和元年（2019年）に「読書バリアフリー法」が公布・施行された。	・福祉のまちづくりを推進するため、関係機関への啓発を進めるとともに、公共建築物（公立小中学校等を含む。）や道路、交通機関等のバリアフリー化整備においては、その検討段階から障害当事者の意見を反映し、障害者が安全に利用できる環境整備を促進します。 ・障害者や高齢者等が自立した日常生活及び社会生活を確保でき、社会参加につながることを目指し、バリアフリーマップの作成を行います。 ・利用者の多い施設等の整備においては、東京都福祉のまちづくり条例等に基づき、だれもが使いやすい施設整備に向けて指導・助言を行います。 ・デジタル技術を活用し、障害者に対する情報提供を促進します。 ・障害者が社会参加し、日常生活を行うための手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者及び失語症者向け意思疎通支援者の養成や失語症サロンの立ち上げなど、障害者が利用しやすい環境整備を推進していきます。 ・イベント等における手話通訳や要約筆記の活用の周知を図り、利用を促進します。 ・図書館において、宅配サービスや音訳・点字資料の作成、対面朗読などを行い、読書活動を推進します。	・多数の者が利用する特定都市施設の整備については、東京都福祉のまちづくり条例に基づき整備項目ごとに整備基準を遵守し円滑に利用できるよう指導・助言を行った。（年間18件） ・バリアフリーマップについては、事業者への意見交換を行うなど情報収集に努めた。 ・市ホームページは、アクセシビリティに配慮し、日本工業規格JIS X-8341-3:2016（高齢者・障害者等配慮設計指針）のレベルAA準拠を維持して各ページの作成及び更新を進めている。 ・手話通訳協力者、要約筆記協力者、盲ろう者向け通訳・介助者、失語症者向け意思疎通支援者を養成した。 【手話通訳者養成講座】R4:125人 R5:166人 R6:184人 【要約筆記者養成講座】R4:0人 R5:0人 R6:11人 【盲ろう者通訳・介助者養成講座】R4:1人 R5:1人 R6:1人 【失語症者向け意思疎通支援者養成講座】R4:必修基礎3人、応用2人 R5:必修基礎4人、応用1人 R6:必修基礎3人、応用3人 ・障害者の必要に応じ通訳者等を派遣し、日常生活の安心及び社会生活の利便の向上を図った。また、R6年度から市主体で失語症サロンを運営し、R6年6月から失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を開始した。 【手話通訳・要約筆記者派遣件数】R4:2,038件 R5:2,152件 R6:2,212件 【盲ろう者通訳・介助者派遣件数】R4:382件 R5:503件 R6:445件 【失語症者向け意思疎通支援者派遣件数】R6:80件 ・手話通訳者・要約筆記者派遣制度についての市職員向けeラーニング研修を実施し、活用の意識を高めた。 【宅配サービス】図書館への来館が困難な高齢者や障害者の自宅に配達し、図書館の利用促進を図った。実施回数：142回、貸出冊数：596冊 【音訳・点訳資料の作成】視覚障害者等の求めに応じた資料の音訳・点訳や録音情報誌等の製作を行った。 作成数：音訳資料131点、点訳資料13点 【対面朗読サービス】活字による読書が困難な視覚障害者等に対して、対面により図書等の朗読を行った。実施回数：401回	C：計画より下回った	バリアフリーマップについては、事業者と意見交換を行った結果、マップ作成に予算措置が必要であることが判明したため、6年度の導入を見送り、情報収集に努めたため、デジタル技術の活用が進んでいない。	福祉政策課、デジタル推進課、障害者福祉課、図書館課
	66	施策6 2 移動環境の整備	・点字ブロック上に放置自転車等があり、障害者の通行に支障をきたしている。 ・道路上の障害物の減少や思いやり駐車スペースの増加、リフトバスの運行など、障害者の移動環境の整備が図られてきたが、引き続き取組が必要である。	・駅施設の昇降設備や駅前広場の整備を進めるとともに、違反広告物や不法占用物などの撤去・指導を行い、通行に支障のない道路環境づくりを進めます。 ・思いやり駐車スペース等を拡充します。 ・リフトバスの活用やタクシー・ガソリン券の支給など、障害者の移動手段の確保に引き続き努めていきます。	・公営自転車駐車場では、自転車駐車帯の新規開設（北野駅）や、巡回・指導等による放置自転車禁止意識の啓発効果などにより、現在市内の放置自転車の台数は減少傾向にある。 令和6年度放置自転車の撤去台数（自転車＋原動機付自転車）：1,428台（前年度比-21%） ・八王子駅北口地下自由通路では、誰もが利用しやすい移動環境を維持するため、老朽化した設備（エレベーター・エスカレーター）の更新工事を開始した。 ・違反広告物（道路上の置き看板等）については、関係所管（管理課、防犯課、交通事業課）と連携を行い、撤去及び指導に取り組んだ。 ・思いやり駐車スペースの設置の周知、普及に努めた。 ・リフトバスの活用や、タクシー・ガソリン費助成券の支給等、障害者の移動手段の確保に努めた。	B：計画どおり実施した		交通事業課、まちなみ景観課、福祉政策課、障害者福祉課

分野	頁	施策項目	計画策定時における現状	施策内容	令和6年度実績	評価	理由 (評価がB以外の場合は記入)	所管欄
柱5 質の高い生活環境の提供								
① 防災・防犯対策の連携・強化	67	施策6 3 防災対策の推進	・災害時に障害者を地域社会で支援するために作成した、障害がある方のための防災マニュアル及び災害時障害者サポートマニュアルの周知を行うとともに、防災意識の向上を図っている。 ・障害者及び支援者が市の総合防災訓練に参加するなど、障害者への防災対策を進めており、引き続き参加を呼びかけていく必要がある。 ・災害に応じた福祉避難所（二次避難所）や在宅避難のあり方を検討する必要がある。	・個別避難計画避難支援プラン（全体計画）の周知を図ります。 ・災害時に必要な支援体制として、避難支援プラン（個別計画）の策定を促進します。 ・障害がある方のための防災マニュアル及び災害時障害者サポートマニュアルの見直しを行い、周知・活用を図ります。 ・障害者及び支援者が地域で行われる防災訓練等に積極的に参加し、自らができることを学んでもらうことで、防災意識の高揚を図ります。 ・障害者やその家族に対し、災害時の避難等に関する正しい知識の周知に努めます。 ・災害対策基本法に基づく災害に応じた福祉避難所のあり方について、関係機関と検討し、災害時対応の改善を図ります。	・毎年実施している市の総合防災訓練において、防災マニュアル等の配布や福祉避難所等に配備している備蓄品の展示及び体験会を実施し、避難に際しての支援などの周知を図った。 ・令和4年度より新たに見直しを行った避難行動要支援者の要件に基づき、令和6年度は、要件2（障害者手帳所持者等）の避難行動要支援者の内、21名の方に対して個別避難計画を作成した。 ・出張講座や総合防災訓練の機会を活用し「障害がある方のための防災マニュアル」及び「障害者サポートマニュアル」の周知を行った。マニュアルの見直しについては、福祉部全体の災害時避難のあり方を検討中であり、整理され次第着手する。 ・障害者が主催する訓練に出向き、障害者の目線に立ち、活用できるような説明を行った。 ・防災訓練や出前講座を通じて、避難行動の基本を伝えた。 ・出張講座や総合防災訓練の機会を活用し「障害がある方のための防災マニュアル」及び「障害者サポートマニュアル」の周知を行った。 ・災害対策基本法の改正により見直された福祉避難所のあり方について、福祉部内での検討を進めた。また、他市の先進事例の視察を行った。 ・協定を締結している市内障害者等入所施設連絡協議会と意見交換を行ったほか、福祉部内でも福祉避難所のあり方について検討している。	C：計画より下回った	福祉避難所の取り扱いについて、福祉部内や防災課との調整が遅れているため、防災関連のマニュアルの見直しが進んでいない。	防災課、障害者福祉課、福祉政策課
		施策6 4 福祉避難所の整備	・「災害対策基本法」の改正に伴い、福祉避難所の協定内容や運営方法の見直しの検討を進めている。 ・福祉避難所への緊急連絡用無線機の配備などは完了している。 ・障害特性に応じた機器や食料などの配備が必要である。 ・災害時には、薬や医療的ケアの確保、介助犬の受け入れなどの配慮が必要になる。 ・避難所等で障害者とのコミュニケーションを円滑に行う必要がある。	・改正された「災害対策基本法」に即した福祉避難所となるよう、協定の見直しを進めます。 ・障害者が利用しやすく安心して過ごすことができるよう、情報伝達手段の整備や障害特性に応じた備蓄品の確保を行うなど、福祉避難所の環境を整備します。 ・一般の避難所における要配慮者スペースを充実させ、避難しやすい環境を整備します。 ・福祉避難所運営マニュアルを見直し、福祉避難所として活用する施設に対し、避難所生活をする障害者等に配慮すべき事項の周知を図ります。 ・災害発生時の避難所等において、コミュニケーションを円滑に行うための情報保障について検討します。 ・避難支援プラン（個別計画）等の作成を進め、避難場所の事前確認及び発災時の安否確認を行える環境を整備します。	・協定を締結している市内障害者等入所施設連絡協議会と意見交換を行ったほか、福祉部内でも福祉避難所のあり方について検討している。 ・福祉避難所に整備する備蓄品について、福祉部内で検討を進めた。 ・保存水・毛布・ラジオ等を購入し、災害時の環境整備を進めた。 ・情報伝達手段及び備蓄品を新たに導入はしていないが、どちらも不調なく維持管理を行った。 ・防災課では、福祉部内において、要配慮者スペースについて検討した際に協力した。 ・福祉避難所運営マニュアルの内容について、福祉部内で検討を進めた。 ・協定を締結している市内障害者等入所施設連絡協議会と意見交換を行ったほか、福祉部内でも福祉避難所のあり方について検討している。マニュアルの見直しについては、福祉部全体の災害時避難のあり方を検討中であり、整理され次第着手する。 ・コミュニケーションを円滑に行うために、コミュニケーション支援ボードを引き続き、配付している。 ・避難所のあり方の中で情報保障についても検討していく。 ・災対福祉部として、統合的に安否確認を行うことができるようにするため、民生委員が行う安否確認は福祉政策課が集約する体制へ変更した。この変更により、不明者などの再確認について高齢者福祉課が行うようにすることができ、作業効率の向上を図ることができた。 ・一方で、避難所開設時の要配慮者対策や一般避難所へ避難した方の安否確認方法等については、計画未定であり整備が遅れている。	C：計画より下回った	福祉避難所と一般避難所内要配慮者スペースとの取扱い・整備方針については、防災課を含め施設担当者との調整が遅れているため。	福祉政策課、防災課、障害者福祉課、高齢者福祉課、介護保険課
		施策6 5 防犯対策の推進	・防犯に関する講座を受講する障害者が少ない。 ・防犯対策パンフレットについて、文字の大きさや表現、レイアウトを見直すなどの工夫を行ったが、引き続き取り組みていく必要がある。	・防犯に関する講座に参加できるよう、障害者への配慮と周知を図ります。 ・防犯パンフレット等について、より多くの障害者が活用できるよう、引き続き合理的配慮に努めます。	・防犯に関する出前講座においては、障害の有無にかかわらず、誰にでも受講できるわかりやすい防犯講座となるように配慮した。 ・補助金事業のチラシや特殊詐欺の注意喚起にかかわるポスター等の作成の際には、適切な余白を残し、文字の大きさやわかりやすい文章にすることで、誰でもわかりやすく情報が伝達できるような配慮を行った。	B：計画どおり実施した		防犯課
	69	施策6 6 福祉関係者の資質向上	・障害福祉施設等の職員を対象に、虐待防止や防犯・防災等に関する研修を実施している。 ・障害者の重度化・高齢化に対応するため、福祉関係者による、より高度な支援が求められている。	・障害福祉施設等の職員に対し、虐待防止や防犯・防災等に関する研修への参加を幅広く呼びかけ、資質向上を図ります。 ・福祉関係者の情報交換の場をつくるなど、事業者間の連携強化を図ります。 ・外部研修の情報を提供し、受講を促すことで資質の向上を図ります。	・障害福祉施設等従事者向け虐待防止法研修を開催し、関係職員の資質の向上の一助になるよう努めた。 ・自立支援協議会に設置したGH連絡会、日中活動支援事業所連絡会で研修や課題抽出、意見交換などを実施した。 ・国や東京都等が実施する外部研修情報をメールで事業所に提供し、受講を促進した。	B：計画どおり実施した		障害者福祉課
		施策6 7 福祉人材の確保	・障害者福祉施設等の中には、人材が不足している事業所も多く見られ、適切なサービスの提供に影響が生じる可能性がある。 ・障害者へ適切な支援を行うため、業務の効率化や環境整備が必要である。	・市内の大学やハローワークと連携するとともに、福祉職場の雇用につながる情報を広く発信します。 ・市内事業者と連携した就職相談会を開催し、さらなる人材を確保できるように努めます。 ・福祉人材の定着・確保に向け、デジタル技術を活用した環境の整備の促進に努めます。 ・障害福祉サービス等に係る人材確保のため、障害福祉施設職員の処遇改善加算について、事業所に情報提供等を実施し、処遇改善加算の取得の増加を図ります。 ・人材確保に向けた新たな支援策について検討します。 ・福祉の仕事のやりがいや、魅力を感じることができイベントを実施します。	・慢性的に障害福祉人材が不足していることから、障害福祉サービス職未経験者等を対象に、障害福祉分野で働くことの魅力の発信及び事業者とのマッチングを行う「福祉・医療のおしごとフェア（就職相談会）」（高齢者いきいき課・健康医療政策課と合同）を開催し、人材の確保に努めた。 ・国や東京都等からの情報提供によって、デジタル技術を活用した環境の整備への働きかけを行った。 ・国や東京都等からの情報提供を即座に行い、処遇改善加算の取得に向けた積極的な働きかけを行った。 ・「福祉・医療のおしごとフェア（就職相談会）」のより効果的な開催方法について、参加事業所との意見交換を行った。	B：計画どおり実施した		障害者福祉課
③ 障害者施設整備の充実	70	施策6 8 居住施設等の整備	・障害者の高齢化により障害の程度も重度化し、支える家族も高齢化している。 ・重度・重複障害者（児）や医療的ケアが必要な障害者（児）が利用できる居住施設等が不足している。 ・障害者施設の認知も含め、施設と地域のつながりが求められている。 ・地域生活への移行を進める一方で、移行が困難な方への対応として、地域と繋がりが持てる入所施設を一定数確保する必要がある。	・障害者の地域生活を支援するため、特に必要の高い重度・重複障害者（児）や医療的ケアが必要な障害者（児）が利用できるグループホーム、一時保護施設、障害児通所施設等の整備について、補助制度の有効な活用を図りながら推進していきます。 ・通所施設等の整備については、地域生活への移行推進に寄与するよう、市街化区域で行うことを前提とし、地域社会とのつながりが図れるよう充実を図っていきます。 ・農福連携事業など、地域資源を活かした取り組みを行い課題の解決につながる施設の整備については、市の「施設整備に関する方針（障害者施設整備方針72ページ参照）」等への合致を条件としたなかで、障害のある人もない人も共に地域で安心して生活できる環境整備を推進します。 ・障害者施設利用者が地域の一員として地域活動に参加することで、地域住民とのつながりや生活の場が広がり、障害者施設への理解が深まることで整備促進につなげていきます。	・障害者（児）施設整備補助を活用し、「障害者施設整備方針」に基づく優先的な整備誘導を行った。 【補助金交付件数】令和6年度：1件 ・通所施設等の整備に当たって、地域生活への移行推進に寄与するよう働きかけたほか、関係法令への適合を条件とした相談対応を徹底した。 ・「障害者施設整備方針」を補完するため、市街化調整区域において新規に施設入所支援を行う場合のガイドラインを制定し、協議事項の明確化を図った。 ・障害者施設が閉ざされたものにならないよう、令和7年度よりグループホーム等で義務化される「地域連携推進会議」の説明動画に職員が出演することで、地域とのつながり方の実演を行った。	B：計画どおり実施した		障害者福祉課
		施策6 9 共生型サービス事業所の整備	65歳を超えた障害者の中には、介護保険サービスに移行しても、それまでと同じ事業所で支援を受けたい人がある。	障害福祉サービスと介護保険サービスの両方を提供する共生型サービスの提案を事業者に行い、事業所の整備を図ります。	・共生型サービス事業所の整備に当たっては、経営面、運営面等で課題があるなど、整備が進まない状況が続いている一方で、利用者からは特に要望が出ていない現状のところ、必要に応じた働きかけを行った。	B：計画どおり実施した		障害者福祉課
	71	施策7 0 療育の場の整備	医療的ケアを必要とする幼児の療育の場や訓練の場が不足している。	医療的ケアを必要とする障害児のための療育・訓練の場の充実を図ります。	・必要な対象者を在宅重症心身障害児（者）等訪問事業へつなぎ、療育の支援を行った。 ・新規開設相談の事業所等に対し、継続して施設整備補助の活用も含め、重度・重複障害児や医療的ケアの受入れしてもらえよう働きかけた。	B：計画どおり実施した		保健対策課、障害者福祉課

頁	分野	通し No.	項目	目標値 実績値	令和5年度 (2023年度) (実績)	令和6年度 (2024年度) (実績)	令和7年度 (2025年度) (実績)	令和8年度 (2026年度) (実績)	令和5年度と令和6年度の実績値に関する増 減理由	令和6年度の目標値・見込みと 実績値の乖離に関する説明
76	福祉施設の入所者の地域生活への移行	1	地域生活移行者数	目標値		令和6～8年度に 21人（6％）	令和6～8年度に 21人（6％）	令和6～8年度に 21人（6％）	低い水準での横ばい傾向が続いている。家族の意向や地域での受入の困難さが移行が進まない大きな原因の一つと考えられる。	対目標比でも低い水準が続いている。地域での受入体制の課題が移行が進まない大きな原因の一つと考えられる。
				実績値	令和3～5年度に 9人	2人				
82	福祉施設から一般就労への移行等	2	年間一般就労移行者数	目標値		令和8年度に198人 （1.28倍）	令和8年度に198人 （1.28倍）	令和8年度に198人 （1.28倍）	法定雇用率の引き上げにより、企業が障害者雇用の拡大に取り組み人数が増加したと考えられる。	左記の理由により、目標を上回る数値となったと考えられる。
				実績値	197人	274人				
		3	就労移行支援事業所 一般就労への移行者数	目標値		令和8年度に151人 （1.31倍）	令和8年度に151人 （1.31倍）	令和8年度に151人 （1.31倍）	法定雇用率の引き上げにより、企業が障害者雇用の拡大に取り組み人数が増加したと考えられる。	左記の理由により、目標を上回る数値となったと考えられる。
				実績値	111人	187人				
		4	就労継続支援A型 一般就労への移行者数	目標値		令和8年度に10人 （1.29倍）	令和8年度に10人 （1.29倍）	令和8年度に10人 （1.29倍）	ほぼ横ばい	法定雇用率の引き上げにより、企業が障害者雇用の拡大に取り組み人数が増加したと考えられる。
				実績値	31人	28人				
		5	就労継続支援B型 一般就労への移行者数	目標値		令和8年度に37人 （1.28倍）	令和8年度に37人 （1.28倍）	令和8年度に37人 （1.28倍）	B型の移行者数が減少した理由は不明だが、全体的には前後の項目記載のとおり増加している。	B型の移行者数が減少した理由は不明だが、全体的には前後の項目記載のとおり増加している。
				実績値	36人	22人				
		6	就労移行支援 就労移行支援事業利用終了者の うち一般就労へ移行した者が5 割以上を占める事業所数	目標値	-	令和8年度に10事業 所（1.5倍）	令和8年度に10事業 所（1.5倍）	令和8年度に10事業 所（1.5倍）	法定雇用率の引き上げにより、企業が障害者雇用の拡大に取り組み人数が増加したと考えられる。	左記の理由により、目標を上回る数値となったと考えられる。
				実績値	-	14事業所				
		7	就労定着支援 利用者数	目標値	-	令和8年度に164人 （1.41倍）	令和8年度に164人 （1.41倍）	令和8年度に164人 （1.41倍）		一般就労の増加などを背景に、目標値に近づく数値となっている。
				実績値	-	151人				
		8	就労定着支援 就労定着支援利 用後の一定期間の就労定着率が 7割以上となる就 労定着支援事 業所数	目標値	-	令和8年度に3事業 所（総数の25％）	令和8年度に3事業 所（総数の25％）	令和8年度に3事業 所（総数の25％）		一般就労の増加などを背景に、目標値を上回る数値となっている。
				実績値	-	4事業所				
84	障害児支援の提供体制の整備等	9	保育所等訪問支援事業所数	目標値		10事業所	11事業所	令和8年度に12事業 所（年1増）	保育所等訪問支援の事業の意義や理念について、事業者における理解が広がったため。	左記の理由により、目標を上回る数値となったと考えられる。
				実績値	9事業所	11事業所				
		10	重症心身障害児に対して確実に サービスが提供できる事業所数	目標値		13事業所	14事業所	令和8年度に15事業 所（年1増）	高度な支援・水準を要する重度心身障害児に対応し得る事業者の不足による。	左記の理由により、目標を下回る数値となったと考えられる。
				実績値	10事業所	12事業所				
88	訪問系サービス ①居宅介護 ②重度訪問介護 ③行動援護 ④同行援護 ⑤重度障害者等包括支援	11	時間分	見込み		656,856時間	665,738時間	674,748時間	重度の方や行動障害がある方等を地域で支援するため、重度訪問介護や行動援護の利用が増加した。 【利用時間の内訳（時間）】 ①居宅介護 R5：90,238 R6：87,535 ②重度訪問介護 R5：535,725 R6:547,216 ③行動援護 R5：11,930 R6:12,810 ④同行援護 R5：39,580 R6:40,885 ⑤重度障害者等包括支援 R5：0 R6：0	利用時間は①⑤を除いて増加し、利用者数は②⑤を除いて増加している。 地域生活を支えるサービス、社会参加のためのサービス等のニーズが想定を上回り、見込値と乖離が生じたもの。 【利用者数の内訳（人）】 ①居宅介護R5：648 R6：657 ②重度訪問介護R5：193 R6：191 ③同行援護R5：185 R6：189 ④行動援護R5：29 R6：36 ⑤重度障害者等包括支援 R5：0 R6：0
				実績値	677,473時間分	688,446時間 （+10,973時間）				
		12	利用者数	見込み		1,065人	1,083人	1,101人		
				実績値	1,055人	1,073人 （+18人）				
90	日中活動系サービス ア生活介護	13	利用者数	見込み		1,409人	1,426人	1,443人	事業所数が増加（令和5年度69か所令和6年度73か所）したこともあり増となった。	利用人数の増加が想定以上であるため。
				実績値	1,387人	1,404人 （+17人）				
91	イ自立訓練（機能訓練）	14	利用者数	見込み		8人	8人	8人	R3～R4の2年間利用が多かったが、R5からは標準的な実績に戻った。 R3：8人 R4：7人 R5：4人 R6：3人	過去利用者数が多い年もあったが、標準的な実績に戻ったため、微減となり、見込値を下回った。
				実績値	4人	3人 （-1人）				
92	ウ自立訓練（生活訓練）	15	利用者数	見込み		188人	193人	198人	就労移行支援利用前に生活訓練を利用するニーズが増加したため。	就労に関する意識の高まりなどを背景に、見込値を上回る値となっている。
				実績値	215人	262人 （+47人）				
93	エ就労選択支援	16	利用者数	見込み	-	-	95人	95人	-	-
				実績値	-	-				
93	オ就労移行支援	17	利用者数	見込み		443人	453人	463人	事業所数は横ばい（令和5、6年度とも21か所）だが、就労に関する意識の高まりから利用者数の増加となった。	就労に関する意識の高まりなどを背景に、見込値どおり増加となっている。
				実績値	429人	440人 （+11人）				
95	カ就労継続支援（A型）	18	利用者数	見込み		261人	283人	305人	事業所数は減少したが（令和5年度12か所令和6年度10か所）だが、就労に関する意識の高まりから利用者数の増加となった。	就労に関する意識の高まりなどを背景に、見込値どおり増加となっている。
				実績値	244人	253人 （+9人）				
	カ就労継続支援（B型）	19	利用者数	見込み		1,732人	1,769人	1,806人	市内事業所の増加（令和5年度80か所令和6年度86か所）により、利用者数の増加となった。	就労に関する意識の高まりなどを背景に利用希望者・事業所数の増加となり見込値を大幅に上回る値となっている。
				実績値	1,782人	1,884人 （+102人）				
96	キ就労定着支援	20	利用者数	見込み		163人	167人	171人	市内事業所の増加（令和5年度11か所令和6年度16か所）や、就労に関する意識の高まりから、利用者数の増加となった。	就労に関する意識の高まりなどを背景に、見込値を上回る値となっている。
				実績値	162人	180人 （+18人）				
97	ク療養介護	21	利用者数	見込み		43人	43人	43人	利用調整等による。	利用調整等による。
				実績値	43人	44人 （+1人）				

頁	分野	通し No.	項目	目標値 実績値	令和5年度 (2023年度) (実績)	令和6年度 (2024年度) (実績)	令和7年度 (2025年度) (実績)	令和8年度 (2026年度) (実績)	令和5年度と令和6年度の実績値に関する増 減理由	令和6年度の目標値・見込みと 実績値の乖離に関する説明
98	ケ短期入所（福祉型）	22	利用者数	見込み		330人	330人	330人	福祉型短期入所は、令和6年度に3か所増加したことにより、実績が増加した。 医療型短期入所は、令和6年3月に事業所数が1か所から2か所に増えたことにより、実績が増加した。	預かりニーズの増加及び事業所数の増加に伴い、福祉型、医療型とも利用日数は増加した。
				実績値	374人	423人 (+49人)				
	ケ短期入所（福祉型）	23	延べ利用日数	見込み		17,193日	17,193日	17,193日		
				実績値	17,770日	18,812日 (+1042日)				
98	ケ短期入所（医療型）	24	利用者数	見込み		66人	66人	66人		
				実績値	67人	65人 (-2人)				
	ケ短期入所（医療型）	25	延べ利用日数	見込み		1912日	1912日	1912日		
				実績値	1,657日	1,712日 (+55日)				
99	居住系サービス ア共同生活援助	26	利用者数	見込み		952人	968人	984人	市内事業所の増加（令和5年度96か所令和6年度108か所）により、利用者数の大幅な増加となった。	事業所数の増加等により、想定以上の利用増となった。日中支援型GHの増加により、日中活動ができない障害者の利用が増加したことや、精神障害者を中心に潜在的なGHの利用ニーズが依然としてある。
				実績値	977人	1,080人 (+103人)				
100	イ施設入所支援	27	利用者数	見込み		363人	363人	363人	概ね横ばい。	減少については自然減と地域移行によるものだが、新たな施設入所は抑制されているため、見込みより減少となった。
				実績値	350人	351人 (+1人)				
101	ウ自立生活援助	28	利用者数	見込み		42人	43人	44人	サービスの周知と地域生活のニーズは広がっているため、利用者の需要は一定量ある。利用者数は微増で今後も推移していくと思われる。	概ね見込み通り。
				実績値	38人	41人 (+3人)				
102	相談支援 ア計画相談支援	29	計画相談支援	見込み		2,514人	2,564人	2,614人	事業所が増加した（令和5年度44か所令和6年度47か所）ことにより、利用が伸びたと考えられる。	事業所数が増えたことにより、見込みを超える利用者数となった。
				実績値	2,587人	2,732人 (+145人)				
103	イ地域移行支援	30	地域移行支援	見込み		18人	19人	20人	地域移行の動向が上向いたと推測される。	地域移行の動向が上向いていると推測されるが、見込みほどの伸びには届かなかった。
				実績値	11人	14人 (+3人)				
104	ウ地域定着支援	31	地域定着支援	見込み		3人	3人	3人	増減なし。	概ね見込み通り。
				実績値	2人	2人 (+0人)				
107	相談支援事業	32	相談支援事業所の相談件数	見込み		30,000件	30,000件	30,000件	例年30,000件前後で推移している。	概ね見込み通り。
				実績値	28,736件	30,072件				
108	成年後見制度利用支援事業	33	申立て件数	見込み		11件	12件	13件	概ね例年のとおり。	相談実績による。
				実績値	2件	5				
109	手話通訳養成事業	34	初級修了者数（人）	見込み		70人	70人	70人	概ね例年のとおり。	各メディアで手話を目にし手話を学び始める人が増えたことにより、修了者数が目標を上回ったと考えられる。
				実績値	82人	87人 (+5人)				
		35	中級修了者数（人）	見込み		45人	45人	45人	コロナ禍では会場の都合による定員減、施設改修工事も重なり定員を大幅に削減し実施した。R5年度から初級定員を増加させ修了者が増加したことにより、中級修了者も増加したと考えられる。	各メディアで手話を目にし手話を学び始める人が増えたことにより、修了者数が目標を上回ったと考えられる。
				実績値	51人	63人 (+12人)				
		36	手話通訳者養成入門修了者数（人）	見込み		14人	14人	14人	概ね例年のとおり。	各メディアで手話を目にし手話を学び始める人が増えたことにより、修了者数が目標を上回ったと考えられる。
				実績値	27人	26人 (-1)				
		37	手話通訳者養成修了者数（人）	見込み		6人	6人	6人	概ね例年のとおり。	概ね見込み通り。
				実績値	6人	8人 (+2人)				
	要約筆記者養成事業	38	要約筆記者養成修了者数(人)（2か年講習会のため隔年実施）	見込み		10人	-	10人	R5年度は未実施。周知として要約筆記啓発講座を開催したところ、R6年度は見込みを超える11人が修了した。	概ね見込み通り。
				実績値	-	11人 (+11人)				
	盲ろう通訳者・介助者養成事業	39	盲ろう通訳者・介助者養成修了者数（人）	見込み		5人	5人	5人	概ね例年のとおり。	実績による。
				実績値	1人	1人 (+0人)				
	失語症者向け意思疎通支援者養成事業	40	必修基礎修了者数（人）	見込み		4人	4人	4人	概ね例年のとおり。	概ね見込み通り。
				実績値	4人	3人 (-1人)				
		41	応用修了者数（人）	見込み		4人	4人	4人	概ね例年のとおり。	概ね見込み通り。
				実績値	1人	3人 (+2人)				
	手話通訳・要約筆記協力者等派遣件数	42	述べ派遣件数	見込み		6,500件	6,500件	6,500件	実績による増加。	計画策定時の見込み値設定ミスと考えられる。
				実績値	2,152件	2,212件 (+60件)				
	手話通訳協力者登録数	43	登録者数（人）	見込み		37人	37人	37人	概ね例年のとおり。	概ね見込み通り。
				実績値	38人	40人 (+2人)				
	要約筆記協力者登録数	44	登録者数（人）	見込み		17人	17人	17人	概ね例年のとおり。	概ね見込み通り。
				実績値	17人	17人 (+0人)				
	盲ろう者向け通訳・介助者登録数	45	登録者数（人）	見込み		13人	13人	13人	概ね例年のとおり。	概ね見込み通り。
				実績値	11人	10人 (-1人)				

頁	分野	通し No.	項目	目標値 実績値	令和5年度 (2023年度) (実績)	令和6年度 (2024年度) (実績)	令和7年度 (2025年度) (実績)	令和8年度 (2026年度) (実績)	令和5年度と令和6年度の実績値に関する増 減理由	令和6年度の目標値・見込みと 実績値の乖離に関する説明
111	日常生活用具給付事業 ①介護・訓練支援用具	46	給付件数	見込み		46件	46件	46件	概ね例年のとおり。	概ね見込み通り。
				実績値	63件	51件 (-12件)				
	②自立生活支援用具	47	給付件数	見込み		85件	85件	85件	概ね例年のとおり。	概ね見込み通り。
				実績値	74件	69件 (-5件)				
	③在宅療養等支援用具	48	給付件数	見込み		92件	92件	92件	概ね例年のとおり。	概ね見込み通り。
				実績値	83件	77件 (-6件)				
	④情報・意思疎通支援用具	49	給付件数	見込み		215件	215件	215件	概ね例年のとおり。	障害の重度化や高齢化による件数の増加を見込んでいたが、増加のペースが見込みを下回った。
				実績値	144件	140件 (-4件)				
	⑤排泄管理支援用具	50	給付件数	見込み		14,078件	14,090件	14,102件	概ね例年のとおり。	増加を見込んでいたが、増加のペースが見込みを上回った。
				実績値	14,094件	14,499件 (+405件)				
	⑥小規模住宅改修費	51	給付件数	見込み		10件	10件	10件	概ね例年のとおり。	概ね見込み通り。
				実績値	7件	9件 (+2件)				
112	移動支援事業	52	利用者数	見込み		697人	728人	761人	新型コロナウイルス感染症で抑制されていたが、社会参加の意欲が戻ってきた等の要因により、増加したものの。小学生への利用拡大影響+11人分。 【利用実績】 R元：771人 R2：634人 R3：638人 R4：638人 R5：702人 R6：727人	需要がコロナ前の水準まで回復したため、見込みを上回った。
				実績値	702人	727人 (+25人)				
		53	延べ利用時間数	見込み		80,610時間	84,237時間	88,028時間		
				実績値	81,709時間	86,989時間 (+5,280時間)				
113	地域活動支援センター事業	54	Ⅰ型相談件数	見込み		1,100件	1,100件	1,100件	一般就労への移行者数の増加等による社会参加への促進による増加だと考えられる。	左記の理由により、目標を上回る数値となったと考えられる。
				実績値	1,373件	1,391件				
		55	Ⅲ型延べ利用者数	見込み		4,200人	4,200人	4,200人	一般就労への移行者数の増加等による社会参加への促進による増加だと考えられる。	左記の理由により、目標を上回る数値となったと考えられる。
				実績値	4,876人	4,989人				
114	訪問入浴サービス	56	延べ利用者数	見込み		2,640人	2,728人	2,816人	登録者に大きな変化はなく、入院などによる利用実績減による	1・2級の手帳所持者数及び登録者数も横ばいであった
				実績値	2,448人	2,314人				
114	自動車運転教習費	57	助成件数	見込み		8件	8件	8件	事業の周知と地域移行の動向は広がっているため、利用者の需要は一定量あると思われる	左記の理由により、見込値を上回る数値となったと考えられる。
				実績値	7件	13件				
	自動車改造費助成	58	助成件数	見込み		7件	7件	7件	事業の周知と地域移行の動向は広がっているため、利用者の需要は一定量あると思われる。	見込みどおり。
				実績値	6件	7件				
115	点字広報等発行	59	部数	見込み		900部	900部	900部	デジタルツールの発展により、対前年と比較して減少となったと推測される。	デジタルツールの発展により、当初の見込みより減少傾向である可能性がある。
				実績値	890部	813部				
	声の広報等発行	60	部数	見込み		3,000部	3,000部	3,000部	音声アプリの利用により、対前年と比較して減少となったと推測される。	音声アプリなどの普及により、当初の見込みより減少傾向である可能性がある。
				実績値	2,531部	2,186部				
116	障害者日中一時支援事業	61	延べ利用者数	見込み		1,354人	1,354人	1,354人	他の障害福祉サービス事業所が増加し日中の居場所が増えことにより、利用者数が減少したものの。	他サービスの事業所の整備が進んできていることにより減少傾向である。目標値がやや過大になっている状況。
				実績値	1,236人	1,062人 (-174人)				
117	児童発達支援	62	利用者数	見込み		737人	750人	763人	保護者等からのニーズが高いサービスであり、市内事業所も43か所から57か所と増加したことで、利用者数の大幅増となった。	想定を超える事業所数の増加により、見込値を大幅に上回った。
				実績値	851人	1,039人 (+188人)				
118	放課後等デイサービス（利用者数）	63	利用者数	見込み		1,417人	1,441人	1,465人	保護者等からのニーズが高いサービスであり、市内事業所も84か所から96か所と増加したことで、利用者数の大幅増となった。	想定を超える事業所数の増加により、見込値を大幅に上回った。
				実績値	1,566人	1,792人 (+226人)				
119	保育所等訪問支援	64	利用者数	見込み		171人	174人	177人	サービスの周知、児の集団生活への適応に対する不安を持つ保護者のニーズの高まり並びに市内事業所が9か所から11か所になったこと等により利用者が増えたことが大幅増の要因と考えられる。	予想よりも利用が増加したことで目標値との乖離が発生しているが、今後もニーズは高い状態で推移すると思われる。
				実績値	178人	229人 (+51人)				
120	居宅訪問型児童発達支援	65	利用者数	見込み		1人	1人	1人	利用者は微増したが、市内事業者が無い（近隣に2か所のみ）こともあり、例年利用者数は横ばい。	概ね見込み通り。
				実績値	2人分	5人 (+3人)				
121	障害児相談支援	66	利用者数	見込み		330人	334人	338人	概ね横ばい。	予想よりも利用が増加しており目標値との乖離が発生しているが、今後もニーズは高い状態で推移すると思われる。
				実績値	374人	375人 (+1人)				
122	医療的ケア児の受入促進支援	67	事業所数	見込み		23事業所	24事業所	25事業所	ニーズにより、重度障害者受入事業所が増加したと考えられる。	予想よりも重度障害児の受入事業所数が増加し、目標値との乖離が発生している。
				実績値	22事業所	32事業所				
123	共同生活援助	68	定員数・人	見込み		1,291人	1,307人	1,323人	概ね見込み通り。	計画に基づき重度障害者が利用できる日中サービス支援型共同生活援助が増加したが、想定を超えて大規模な事業所が新設されたため。
				実績値	1,282人	1,452人				
	短期入所	69	定員数・人	見込み		115人	122人	129人	概ね見込み通り。	概ね見込み通り。
				実績値	107人	118人				
	通所施設	70	定員数・人	見込み		4,540人	4,626人	4,712人	全体的に概ね見込み通り増加した。各サービスについての増減理由については以下のとおり考えられる。 生活介護の増加においては、市内日中サービス支援型共同生活援助が増加したことによる重度障害者のニーズが増えたことによるもの。 就労継続支援A型の減少については、報酬改定により報酬面で運営が厳しくなる規制が強まったことによるもの。 就労継続支援B型、就労移行支援、自立訓練については、市内知的障害者及び精神障害者の受給者数が増加したことにより、ニーズの増加によるもの。	概ね見込み通り。
				実績値	4,268人	4,489人				

第4章 事前質問及び回答

質問No.	施策番号	質問事項	回答担当	回答
1	1、2、3、6、14	項目の 随所に 相談支援の強化 基幹相談支援の事が出てくるが 前回の協議会で 早急にパンフの配布 説明に何うなどの話をされていたがまったく電話1本 音沙汰がない そのような状況で 相談支援の強化 確立ができるのか？ 基幹相談支援事業所の現状はどうなっているのか？ 開始から半年が経過していて このような状況では 先がないのではないかと 現状が知りたい	障害者福祉課	4月から7月までの実績(概要)です。相談件数808件。主な相談者の内訳は、計画相談事業所が128件、行政機関(福祉部署)113件、医療機関99件、部会を含む自立支援協議会関連75件、拠点協力事業所66件、本人・家族58件などとなっています。また、自立支援協議会部会やワーキングへの参加、福祉サービス事業所・社会福祉協議会への研修講師なども行いました。 その他、新規相談支援事業所開設のための、相談支援専門員初任者研修者の実習受け入れなどを実施しています。 また、今年度の取り組み(テーマ)とし、八王子市の相談支援の現状を把握するため、国の様式に基づいた地域診断を行っています。相談支援事業所のデータを集め、本市の強みや他市との違い、計画相談につながらない原因などを分析をしています。今年度は東京都障害者相談支援体制整備事業(10月～3月)にもエントリーし、都からアドバイザーを招き、分析や助言をいただく予定です。そのためのデータ収集の他、各相談支援事業所を回り、事業所での困りごとや課題などをヒアリングしているところです。これまでに26事業所(市内47事業所)が終了しております。相談支援事業所以外のご訪問も行っておりますので、御依頼いただければ随時対応いたします。 分析の結果は、自立支援協議会でもご報告させていただく予定です。
2	5、9、14、26	それぞれの実績を教えてください。14、26については、施設整備補助が何件、そのうち重度重複向けが何件、医療的ケア向けが何件というように教えてください。	住宅対策課 障害者福祉課	施策5【住宅設備改善に関する相談の充実】 なんでも相談会:31回/年 施工業者の紹介:19件/年 施策9【必要な周知活動について】 八王子市では独自基準として、協力歯科医療機関の義務化をしているため、個別の周知活動の件数は把握しておりません。 施策14、26【施設整備補助の件数】 令和6年度:1件(就労継続支援B型事業所)
3	施策21 障害児保育の充実	民間の保育園の障害児在籍数について把握されていたら、教えてください。	子どもの教育・保育推進課	令和6年度については、272名です。
4	施策22 障害児の放課後活動(余暇支援)の充実	施策内容に、既存の補助制度の充実に図りますとありますが、R6年度に充実は図れなかったのでしょうか？	障害者福祉課	令和6年度は、超重症者(児)について補助を拡充した。(医療的ケア判定スコア 25 点以上が対象。)また、報酬改定に伴う経過措置として、令和6年3月時点で個別サポート加算Ⅰの対象となっていた児童を対象とした。この2点の変更点である。
5	施策24 ガイドヘルパー等派遣事業の拡充	前回もお伝えしたが 同行援護と移動支援を共に評価することは変更していただきたい 同行援護に関して 1、ガイドヘルパー補充に関しては 討議はしていないが 同行援護はなみずき では 1年間に新規採用を20名程度 ここ数年行っている。討議が持ちかけられていないのは事実だが 市内のほとんどの事業所が受け入れ困難の事情を把握しているため 利用者契約に関しては 特段問題を抱えている方以外は 断りを行っていない現状を理解していただきたい。支給時間などに関しては、 個々のライフスタイルに合わせた支給決定を セルフプランにて対応いただいております。八王子モデルの構築といつてよいほど素晴らしい対応をしていただいている。評価を上げて良いと思う。 別でも話しているが 現状の福祉サービスでは 困難な高齢者対策などがかなりある早期に高齢障害者政策を作り上げていただきたい。	障害者福祉課	施策に対する評価になりますので、現状では評価を分けることができません。前回そのようなご指摘をいただいておりますので、令和6年度実績や評価理由欄については、可能な限り同行援護と移動支援を分けてコメントさせていただいております。計画策定時や見直しのタイミングで施策を分ける必要性について御議論いただければと存じます。 複雑化する障害者のニーズへの対応という点で重度または高齢障害者への対応、移動支援における身体障害者(視覚以外)の利用についての課題などを考慮しての評価となっています。
6	施策25 訪問入浴サービスの推進	温暖化による気温上昇、その環境下での対象者のQOLの維持を考え、訪問入浴の年間上限回数を見直しを検討してくださっているが、週1回の入浴から週2回へ増える可能性はあるのでしょうか？	障害者福祉課	週2回のサービス提供を行うには、現行の1割負担・生活保護負担なしの負担割合を改める必要があるため、現行では週1回の継続実施で考えております。
7	施策29 日常生活用具の給付・補装具費の支給	日常生活用具の情報提供を実施。とありますが、それはすでに受けている方に対してもされていますか？	障害者福祉課	利用者への個別通知は行っておりませんが、ストーマ装具など必要に応じて業者・利用者へ情報提供を行っております。
8	施策29 日常生活用具の給付・補装具費の支給	現在の日常支援用具の改定見直しが行われたのは平成18年であり 19年前の規定である。この進歩が目まぐるしい時代に もはや時代錯誤である 市独自の考えをそろそろ持っていただきたい 市長と所管で かなり相違がある 改善いただきたい その一方 八王子市は 全国にさがかけて認定していただいている支援具も多い また 視覚障害者支援機器という枠組みも画期的な枠組みだが生かし切れていないし 逆に市側の負担を多くしている 見直しが必要と 思っている。	障害者福祉課	日常生活用具につきましては、令和7年4月1日からストーマ用装具の基準額等を変更しております。今後の見直しについては、必要に応じて検討を行い、自立支援協議会でもご相談させていただきたいと考えております。

質問 No.	施策番号	質問事項	回答担当	回答
9	施策56 権利擁護の推進	R6年度実績について、6行目の招聘は養成に。7行目の「支援を心がけて解決策を見出した」というのは、具体的にはどんな事例で見出したのでしょうか？ 9行目の手話は点字の誤りでは。条例制定について意見交換したというの、何の条例制定についてでしょうか？	障害者福祉課	6行目の誤植を修正いたしました。7行目については、市や相談支援事業所において、個別の事案に対して丁寧に向き合ったことについて記載しており、何か具体的な事案を示したものではありません。9行目の誤りの御指摘については、「手話」で間違いありません。施策内容欄の一番最後に記載している事項への取組説明となっています。条例というのも手話に関する条例(手話言語条例)を示しています。
10	施策60 ボランティア参加のための環境整備	学園都市文化課でボランティアのコーディネイトをしていることを初めて知りました。具体的には、どんなボランティア活動を紹介されているのでしょうか？	学園都市文化課	学園都市文化課では、大学等を通じて、以下のような多岐にわたるジャンルのボランティア活動を紹介・周知しております。 ・環境分野(清掃活動、自然保護など) ・福祉分野(高齢者・障がい者支援、子育て支援など) ・教育分野(学習支援、日本語教室など) ・防災分野(防災訓練、避難所運営補助など) ・スポーツ分野(イベント運営補助、障がい者スポーツ支援など)
11	施策61 バリアフリー化の促進	項目の中に読書バリアフリー法の施行が 2019年 6月とあるが 八王子市は 現状法整備されていない 5年が経過しているが、今後どのように考えているか教えてほしい	図書館課	八王子市の読書環境については、令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)までは第四次読書のまち八王子推進計画、令和7年度(2025年度)からは八王子市生涯学習プランに基づいてその推進を図っているところです。 うち、第四次読書のまち八王子推進計画については、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下、「法」という。)に定める第八条に基づく計画として位置付けておりませんでした。読書バリアフリー法の公布・施行など、国の動向も踏まえ、障害者サービスの展開に努めていく旨記載しておりました。 さらに、令和7年(2025年)3月に策定した八王子市生涯学習プランにおいては、本プランが法第八条に基づく計画を含む旨、明記いたしました。 今後は、本プランに基づき読書環境のバリアフリー化の促進に努めてゆきたいと考えております。
12	施策61 バリアフリー化の促進	・手話通訳者のボランティア養成のうち、特に初級講座は、申し込みをしたが落選したといったお話を市民からいただくことがある。こうした数年待たないと受講できない状況について市の認識は ・入門的な講座は、市民がきこえない人や手話に触れる機会であることから増やしてほしい ・定員や回数を増やすことは手間や費用が掛かると思いますので、e-ラーニングやオンライン講座を導入してみたいか教えてください	障害者福祉課	講座は、心身障害者福祉センターや各保健福祉センターで実施しており、レベル・時間帯・曜日を分けて設定しています。一部のコースでは抽選となってしまいました。 回数や定員、実施方法については、会場の都合や講師の指導方法など様々な側面から決定しています。いただいた御意見も含め、実施方法については引き続き検討してまいります。
13	施策63 防災対策の推進	個別避難計画の作成率(達成率)があれば教えてください。また、他市の先進事例の視察をしたそうですが、どういう目的でどこを視察したのか、教えてください。	福祉政策課	個別避難計画の作成率は、令和7年4月1日時点で、作成対象者に対して35.9%、作成同意者に対して84.8%となっています。 視察については、要配慮者の受入先となる福祉避難所の運営方法等の整理を進めるうえでの参考とするため、福祉避難所の開設・運営訓練が行われる高松市を視察しました。
14	施策64 福祉避難所の整備	安否確認のやり方が変わり、作業効率の向上が図れた理由がよくわかりませんでした。ご説明をお願いいたします。	福祉政策課・高齢者福祉課	民生委員による安否確認結果を福祉政策課で集約することとし、各民生委員に配布しているモバイルPC上の「安否確認報告アプリ」を介して安否確認の結果報告を行うことにより、リアルタイムでの状況把握が可能となりました。また、高齢者福祉課では福祉政策課による安否情報をもとに、避難所内の所在確認等による安否不明者の再確認・再探索を行うこととし、分業体制による作業効率向上を図っています。
15	施策69 共生型サービス事業所の整備	もともと障害があった方が 高齢に もともと障害はないが 高齢になったことで 障害が出てきている方 障害高齢者 と 高齢障害者が 増えている中 高齢障害者政策がないのは 現場を混乱させている 早期に 障害高齢者政策を作成いただきたい	障害者福祉課	高齢障害者を取り巻く状況については、高齢者計画等の関連計画との整合・調和が必要です。次回計画の策定に向けて、国の動向を確認するほか、場合によっては、自立支援協議会や社会福祉審議会の計画策定部会の皆様のお考えを伺えれば幸いです。

第5章 事前質問及び回答

質問No.	通しNo.	質問事項	回答
1	1	・低い水準での横ばいが続いている理由として、「地域での受入体制の課題」が挙げられていますが、目標達成に向けてどのような対策が必要なのか、具体的に挙げられるものがあれば教えてください。 ・病院からの地域移行の数字は分かりますでしょうか。	施設からの地域移行実績のうち、施設と同法人のグループホーム(GH)に移行する案件が殆どになります。これは、個々の障害者の特性を支援者がよく理解し、十分なアセスメントや引継ぎがされたうえで、地域へ移行しているということが言えると考えます。 一方、法人などが異なる場合は、個々の特性を理解するために必要な体験やアセスメントの機会について、事業所・支援者ともに通常業務の他に手が回らないために「他害」「飛び出し」などを理由に受け入れが不可になる場合が多いです。また、地域のヘルパー不足、GHや日中の通所先の施設の・人的支援力の向上が必要と考えます。日中支援型GHも数は増えておりますが、支援力の部分で課題が多いです。 全体としては、地域移行担当の部会や医療機関との連携により、精神科病院からの地域移行については、移行のためのスキームが確立されつつありますが、施設入所についてもこのような施設側と地域側の共通理解を促進していく取り組みが必要と考えます。 病院からの地域移行について令和6年度実績は、地域移行支援支給決定19件、実人数15人、このうち地域生活へ移行した方は9名となります。
2	11	重度訪問介護の障害種別の時間数と人数を教えてください。	重度訪問介護:547,216時間 191人 【内訳※主たる障害別】
3	11	②重度訪問介護の障がい別(身体・知的・精神)の利用者数を教えてくださいか？	身体:498,777時間 169人 知的:47,120時間 20人 精神:1,319時間 2人
4	21	療養介護の待機者の人数について教えてください。	都施設利用調整:重心施設(療養介護)27人
5	24・25	医療型短期入所は、令和6年3月に開設した事業所について、サービス内容を検討している段階で宿泊を伴う利用について実施されていない状況ですが、「2か所に増えたことにより、実績が増加した」と考えられるでしょうか？	令和6年度の市内医療型短期入所事業所数は2か所あり、2事業所とも利用実績はあるところです。 医療型短期入所は、制度上宿泊を伴わない実施も可能なため利用実績に含めており、実績が増えた要因にもなったと考えています。
6	26	「精神障害者を中心に潜在的なGHの利用ニーズが依然としてある」とありますが、精神障害のある方や他の障害種別を含めての内訳の数値は分かりますでしょうか。	利用者数実績1,080人 【内訳】 ・精神障害402人 ・身体・知的障害678人
7	27	施設入所支援の待機者の人数について教えてください。	都施設利用調整:身体施設16人、知的施設53人
8	34	初級講座の申込者数を教えてください。	3保健福祉センター合計で143人
9	67	増減理由に、受け入れ事業所が増加とありますが、制度でいうとなんという事業でしょうか？	八王子市重度障害者等日中活動系サービス受入促進事業補助金
10	67	医療的ケア児の受入促進支援において、10事業所増えていますが、増えた事業所名を教えてくださいか？	ハートマーク・ぼんぼこクラブ・れいんぼーぷらす・通所支援ベルテール八王子みなみ野園・通所支援ベルテール八王子南大沢園・通所支援ベルテール八王子大塚園・通所支援ベルテール八王子大船園・通所支援ベルテール八王子台町園・通所支援ベルテール八王子堀之内園・通所支援ベルテール八王子第二南大沢園

その他

質問No.	質問事項	回答
1	第4章と第5章に関連して、第4章「施策内容」⇒「令和6年度実績」⇒「評価(理由)」の流れがわかりにくい。評価欄に「計画」という表記がありますが、それに関する評価基準が記載されていません。 第5章に記載されている「計画」にある「目標値」が評価基準ですか？ また、「施策内容」の補足する、資料はあるのですか？	施策内容のほとんどが定性的な内容であり、6か年計画内での具体的な目標時期の設定もしていないため、明確な評価基準はありません。 第5章の数値が参考となりますが、第4章は障害者計画、第5章は障害福祉計画・障害児福祉計画であり、直接の評価基準ではありません。 補足資料の有無については、案件次第となります。

自立支援協議会の各部会等で抽出した主な地域課題

はじめに

この資料は、市の障害者計画第4章の施策と照らし合わせ、協議会の各部会や基幹相談で抽出された、現在取り組むべき地域課題をまとめたものです。資料で挙げた課題は、単一の部会や機関で解決できるものだけではないため、全体会委員の皆さんと情報を共有させていただきます。

柱1:一人ひとりに応じた適切な支援

- ① 地域生活支援拠点等の運用について、委託拠点事業所の減少や拠点強化事業の終了により、一時的な避難場所や緊急時の受け入れ支援者が不足しており、必要な時に支援が提供できない事態が懸念されます。
- ② 障害者ケアマネジメントの充実に関しては、多くの計画相談事業所が常勤相談員を複数配置できず、経営が不安定です。市外利用者への相談もあり、市民対象の利用者数が伸びにくい状況です。また、計画相談との契約がないことだけを理由に新規利用を拒否する事業所もあります。
- ③ ライフステージに応じた支援では、制度の縦割りにより、子どもから成人、高齢期への移行時に制度の切れ目が生じ、支援が継続できない当事者がいる。

柱2:地域サービスの充実・地域生活への移行支援

- ④ 重度化や高齢化に対応するグループホームや通所サービスが不足し、退院の妨げになっています。6か月の地域移行支援では十分な退院支援が困難な場合もあります。さらに、精神障害者の多くは医療と福祉の両方を利用しており、連携役となる人材や機関が不足しているため、医療と福祉の連携体制や人材育成が必要です。
- ⑤ 重症心身障害児・医療的ケア児への支援で最も重要な課題は、「在宅レスパイトの提供体制の不備」です。現在の支給時間では家族の休息が十分に確保できず、利用したい時に受け入れ先が見つからない状況が続いています。特に重度の医療的ケア児に対しては、事業所側の看護師一人での対応への不安から、受け入れが困難なケースが多く見られます。また、訪問診療・往診対応してくださる小児科医が少ない課題もあります。
- ⑥ 深刻なのは「ヘルパー不足」です。特に、短時間や行動障害に対応できる事業所が少なく、学校や通所施設の前後に集中するニーズに応えられていません。また、医療的ケア児のケアは、事業所から断られることも多く、安定的なサービス提供が困難になっています。

- ⑦ ガイドヘルパー不足により、特に休日にサービスを十分に利用できていない。
- ⑧ 介護を行う家族支援の充実に関しては、短期入所について、利用したいときに利用できていない。受け入れ場所が無いではなく、どうしたらやれるかというのを皆で考えていく必要があります。
- ⑨ 圏域ごとの施設やサービス内容の偏在、地域特性に合った体制不足が根本課題。

柱 3: 地域で支えあい、活躍できる環境整備

- ⑩ 障害者雇用率引き上げ及び除外率引き下げの影響、ご利用者の就労準備性の課題、移行支援事業所の経営課題などが絡み、安定就労に向けた丁寧な支援や支援効果が難しくなっています。
- ⑪ 就労・修学中に重度訪問介護が使えず、重度障害者の働く機会や学ぶ機会を制限し、当事者の社会参加を阻む大きく制限しています。

柱 4: 地域で支えあい、活躍できる環境整備

- ⑫ 虐待・差別や複雑な家庭事情の「グレーゾーン」で対応機関が不明確。日中滞在型 GH の不適切支援も見えにくい課題。
- ⑬ 「わかこま号」廃止で重度障害者の移動が不安定。通院などドアツードア支援が必須な方が制度から漏れている。
- ⑭ 平成 24 年に「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」が施行されていますが、まだ広く市民には周知できていない課題があります。条例の中で謳われている合理的配慮や社会的障壁(社会モデル)などの概念が知られておらず、公共交通機関や飲食店、小売店などでの差別解消に向けての取り組み、市民への障害理解の促進が求められます。

柱 5: 質の高い生活環境の提供

- ⑮ 福祉人材の確保は、求人難・有資格者不足・報酬減少など複合要因による人材不足が深刻で、施策全体の基盤を揺るがしている。
- ⑯ グループホームの受け入れ制限や契約条件の不統一、高齢化や多様なニーズへの対応力不足が課題。

日常生活用具「屋内移動設備」の改正について

1. 改正内容

屋内移動設備の対象者の年齢要件

※ 従来「学齢児以上」を対象要件としてきたところ、年齢要件を撤廃し、「学齢児未満」も対象とする。

2. 改正理由

屋内移動設備は、東京都独自の種目であり、東京都で屋内移動設備における対象者の年齢制限が撤廃されたことに倣い、市においても年齢制限を撤廃する。

3. 適用年月日

令和7年 8 月1日から適用

4. 周知

ホームページ、福祉のしおりで周知を図る



みんながつながって、見守り合える街を育てよう

特許技術活用で個人情報保護!

みまもりあい プロジェクト

今すぐ無料アプリをダウンロード。詳しくはYoutube「みまもりあい」で検索!

みまもりあい♡プロジェクト

「誰かの大切なおじいちゃん、おばあちゃん」の捜索に手を貸していただける協力者を増やし、見守りあえる街を育てるプロジェクトです。特許技術により個人情報を第三者に託すことなく捜索依頼ができる仕組みが実現したことで、依頼者も協力者も安心してご利用いただけます。

ココがスゴイ！ 安心ポイント

- ① 家族が直接、その日の服装・持ち物や声かけのヒント等の捜索者情報を配信可能。
- ② 写真掲載が可能。当団ステッカー記載IDとフリーダイヤル利用で本人の特定化を防ぎます。
- ③ 特許技術活用ステッカーにより、個人情報が保護された状態で直接依頼者と連絡がとれます！

探してほしい

捜索依頼



「おばあちゃんが見当たらない！」
専用アプリの捜索依頼ボタンを押すと、
協力者に捜査協力依頼が配信されます。

「捜索者情報」配信

みまもりあい 今
500m以内の介護者から捜査協力依頼が配信されました



専用アプリから協力者に捜索依頼が届きます。協力ボタンを押すと配信された捜索依頼情報が閲覧できます。

もしかして...!

発見



発見したら、捜索者情報に表示されているフリーダイヤルに連絡してください。ID番号を入力すると直接依頼者に電話が繋がります。(その際、あなたの電話番号等の情報は依頼者には表示されません)



配信情報

見つかりました

確認



無事保護を確認したら依頼者が「発見ボタン」を押します。
すべての配信先にお礼の通知が配信され「**捜索者情報**」は自動消去されます。

「発見」のお礼配信

みまもりあい 今
捜査協力依頼が出されていた80歳女性が見つかりました。ご協力ありがとうございました。



あなた(協力者)



みまもりあいステッカー

ステッカー記載のIDとフリーダイヤル利用により、個人情報を保護した状態で発見者のご家族が直接繋がることができる、日本で唯一の特許技術活用ステッカーです。防犯機能として通話はすべて録音管理されます。

今すぐ無料アプリダウンロードと登録を！

- ① App Store や Googleplay など「みまもりあい」と検索し、無料アプリをダウンロード。



App Store



Google Play